

平成 29 年 3 月 28 日  
 企画部 企画課  
 土木部 計画課

練馬区公共施設等総合管理計画(素案)に  
 寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

意見件数 328 件

(1) 区民意見反映制度による意見(平成 28 年 10 月 21 日～11 月 21 日)

受付方法	延人数	意見件数
郵送	2 名	125 件
FAX	3 名	
メール	47 名	
説明会ご意見シート	4 名	
合計	56 名	125 件

(2) 素案説明会にて寄せられた意見

開催日および会場	参加者数	意見件数
平成 28 年 11 月 1 日 関区民センター	7 名	83 件
平成 28 年 11 月 7 日 ココネリ	26 名	
平成 28 年 11 月 8 日 石神井庁舎	12 名	
平成 28 年 11 月 10 日 勤労福祉会館	13 名	
平成 28 年 11 月 12 日 光が丘区民センター	22 名	
平成 28 年 11 月 16 日 北町第二地区区民館	8 名	
合計	88 名	83 件

素案説明会は公共施設等総合管理計画(素案)・学校施設管理基本計画(素案)合同開催  
 意見件数は公共施設等総合管理計画(素案)に係る意見の件数

(3) 関係団体への説明会等にて寄せられた意見

対象団体、会議名等	参加人数・団体数 (対象人数)	意見件数
練馬区立福祉園家族連絡会 (10月14日～11月10日 計7回)	合計 164名	計 25件
練馬区緑化委員会(10月21日)	22名	-
練馬区建築安全審査会(10月25日)	4名	2件
練馬区社会福祉事業団(10月25日)	7名	2件
区立敬老館長会(10月27日)	12名	-
町会連合会役員会(10月28日)	11名	1件
介護保険運営協議会(11月1日)	23名	1件
練馬区都市計画審議会(11月1日)	24名	-
地域集会所管理運営委員会会長会(11月2日)	20名	4件
区立幼稚園長、区立小・中学校長会(11月2日)	約 100名	-
男女共同参画推進懇談会(11月4日)	21名	-
男女共同参画センター運営委員会(11月4日)	18名	1件
練馬区環境審議会(11月4日)	18名	-
練馬区障害者地域自立支援協議会(11月7日)	22名	3件
練馬区立美術館運営協議会(11月8日)	13名	-
障害福祉サービス事業者連絡会(11月10日)	11名	3件
区立高齢者センター所長会(11月11日)	3名	-
高野台運動場用地の活用案に関する説明会 (11月17日・11月20日)	27名 25名	52件
練馬区建築設計事務所協会(11月20日)	1名	-
練馬区体育協会加盟団体等(12月3日)	約 180名	9件
練馬区障害者団体連合会(12月6日)	9団体	7件
地区区民館運営委員会・運営協議会会長会(12月9日)	24名	10件
合計		120件

## 2 寄せられた意見の内訳

(件)

項目	区民意見 反映制度	素案 説明会	関係団体 への説明 会等
<b>区立施設編</b>			
「施設配置の最適化方針」について	5	3	-
「維持・更新の方針」について	4	-	7
「運営の方針」について	37	21	3
「適正負担の方針」について	16	3	3
リーディングプロジェクトについて	38	25	89
リーディングプロジェクト全般について	-	1	-
1 出張所の廃止と別機能への転換	1	4	1
2 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	16	4	85(52)
3 地域施設の再編	15	12	2
4 旭丘小、小竹小、旭丘中の統合・再編	3	4	1
5 北保健相談所移転と周辺施設の集約	3	-	-
「第三章 施設種別ごとの方針」について	3	5	13
<b>都市インフラ編</b>	1	5	-
<b>その他</b>	21	21	5
<b>合計</b>	<b>125</b>	<b>83</b>	<b>120</b>
		<b>328</b>	

( )内は高野台運動場用地の活用案に関する説明会にて寄せられた意見(内数)

### 3 意見に対する対応状況について

対 応 区 分	件数
意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	8
素案に趣旨を掲載しているもの	30
素案に記載はないが他の施策等で既に実施しているもの	19
事業実施等の際に検討するもの	60
趣旨を反映できないもの	60
- その他、上記以外のもの	151
合計	328

#### 4 区民意見反映制度による意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>区立施設編</b>			
<b>「施設配置の最適化方針」について</b>			
1	練馬区役所中村北分館、小竹小学校等を公文書館に転用できないか。練馬区には、非現用文書の保存と活用のための施設がなく、区が編纂した書籍に係る資料も散逸しているのが現状である。	公文書のうち歴史的資料として重要なものは、すでに体系的に収集・管理し、利活用を図っています。収集、管理、利活用の機能を一体的に備えた施設の必要性については、今後、検討していきます。	
2	急速に進む高齢化に対応するため、救急病院やリハビリテーション病院の新設・増設を検討して欲しい。少なくとも5～6か所は必要でないか。	病床の確保は区の重要課題であり、みどりの風吹くまちビジョンや区政改革計画にも位置づけ、取組を進めています。公共施設等総合管理計画素案では、高野台運動場用地における病院の整備をリーディングプロジェクトとしてお示ししています。 今後も医療機関に対する支援制度等を活用し、引き続き医療環境の充実に取り組んでいきます。	
3	図書館資料の受取窓口を増やす案は、既存の図書館を有効に利用することとなり歓迎である。	予約した資料の受取と返却ができる「図書館資料受取窓口」については、図書館が近隣にない地域や駅の近くに、現在、4か所設置しています。 区民の利便性の向上、利用機会の拡大を図るため、出張所跡施設を活用して、2か所の増設を進めます。	
4	小規模音楽ホール、区営住宅、体育館、温水プールを増設し、区民の文化向上、福祉・健康増進を図ってほしい。	小規模音楽ホールを新たに整備することは困難ですが、練馬文化センター、大泉学園ホールなど現在の施設を活用し、練馬ならではの都市文化を花開かせていきます。 区営住宅は20団地798戸あり、増設の予定はありませんが、予防保全的な改修を計画的に進めて建物の長寿命化を図ることで、施設を効率的に活用していきます。 体育館、温水プールは、現時点で新たに整備することは困難ですが、建築後45年が経過している総合体育館については、改築について検討していきます。	
5	30年後にどれだけの学校数を減らすのか、計画にはリーディングプロジェクト以外具体的に載っていないので、示すべきだ。	学校施設管理基本計画で示す考え方に基づき、児童生徒数の動向や学校施設の改築の状況、小中一貫教育の取組などを踏まえ、平成29年度に具体的な適正配置基本方針の検討に着手します。	
<b>「維持・更新の方針」について</b>			
6	税金を使わずに創り上げた豊島区庁舎建設を見習うべきである。	区立施設の維持・更新にあたっては、他自治体の事例を参考にしながら、民間活力の導入を検討していきます。	
7	庁舎の異常とも言える管理費は誰がチェックしているのか、まず責任者を明確にしたい。 指定管理者に省エネを学んでもらえれば、施設の維持管理費は大幅に削減できる。	庁舎の管理費については、区の責任において適切に執行しています。 省エネについては、指定管理者制度適用施設も含めて様々な取組を行い、CO2や消費電力の削減など確実に効果をあげています。今後も積極的に取り組んでいきます。	
8	練馬区は施設の維持管理費が高すぎる。機器更新にあたってはゼロエネルギーを基本設計とするなど、省エネルギーの取組を推進すべきだ。	区立施設の大規模改修時等に、分散型エネルギー設備、省エネルギー型設備等の導入に取り組みます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
9	今後30年の改修・改築工事費試算について、公共施設等総合管理計画に基づく取組を進めた場合に圧縮される額のうち小中学校の割合はどれくらいか。	計画素案に記載した新たな取組を進めた場合の改修・改築工事費試算において、削減見込額のうち約7割が学校施設分です。	

## 「運営の方針」について

### < 保育園、学童クラブの委託、民営化について >

10	委託化により削減された経費によって整備されるのは庭のない小規模保育所ばかりである。小規模保育所は職員の入れ替わりが激しく、保護者からの不安の声も多い。民営化ではなく、直営保育園を増やしてほしい。	区では、大都市の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所だけでなく小規模保育所の整備も進めています。小規模保育所は、認可保育所に準じた基準を満たした安心して利用できる施設です。 また、委託園では保育水準を確保しながら延長保育などサービス拡充を行い、いずれの園でも東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、民間のノウハウ等をさらに活かして、サービス充実を図るため委託・民営化に取り組んでいきます。	
11	保育園の委託を開始する際、20園しか委託しないという計画であったはずだ。	これまで委託した20園の園数については、委託を開始した平成17年度の区立、私立保育園の園数を考慮して決めましたが、この間、その状況は大きく変わり、私立保育園など民営の保育園が主流となりました。また、これまで委託を行ってきた20か所の委託園も東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、今後新たに20園の委託を進めていきます。	
12	保育園の委託について、入園申し込み保護者及び在園時保護者への周知が不十分である。委託開始の影響は大きく、それを考慮した告知をすべきである。	今後、新たに委託を行う園の公表と合わせて、在園保護者に対し、丁寧な説明を行うとともに、入園案内等で十分な周知を行います。	
13	委託により、保育士が流出し保育サービスの質が低下するため、反対である。	区立保育園の委託にあたっては事業者に一定の職員配置数と経験年数などを具体的に求めるとともに、一年間の引き継ぎ期間を設けるなど、保育水準を確保しています。そのうえで、延長保育などの保育サービス拡充と運営の効率化を図っています。 これまで区立保育園60園中、20園を委託してきました。いずれの委託園も、東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、地域バランス等も考慮しながら今後新たに20園の委託に取り組むとともに、民間のノウハウ等を活かせる民営化にも取り組んでいきます。	
14	保育所のこれ以上の民間委託は、保育所の質の低下を招くため、反対である。		
15	保育園の委託について、保育士の入れ替わりが頻繁となるなどのデメリットも挙げたうえで検討すべきだ。		
16	委託の保育園をこれ以上増やさないで欲しい。		
17	民間委託によって保育サービスの拡充や運営効率化が実現しているとは考えられず、必要性が感じられない。 過去に委託化された保育園の効果を検証し、効果が明らかになってから進めるべきだ。また、委託の対象園は地域的なバランスを考慮して選定してほしい。		
18	なぜ20園の保育園を民営化するのか、その必要があるのか、納得の出来る十分な説明をお願いしたい。		
19	保育園が民営化されると、保育の質の低下につながる懸念があり、反対である。		
20	保育園の民営化は、保育の質の低下につながるため反対である。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
21	保育園の民営化は保育の質の低下を招くため反対である。	<p>区立保育園の委託にあたっては事業者に一定の職員配置数と経験年数などを具体的に求めるとともに、一年間の引き継ぎ期間を設けるなど、保育水準を確保しています。そのうえで、延長保育などの保育サービス拡充と運営の効率化を図っています。</p> <p>これまで区立保育園60園中、20園を委託してきました。いずれの委託園も、東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、地域バランス等も考慮しながら今後新たに20園の委託に取り組むとともに、民間のノウハウ等を活かせる民営化にも取り組んでいきます。</p>	
22	保育園の民営化は、人件費抑制により保育サービスの低下を招く可能性があり反対である。		
23	保育園の民営化により、保育士を減らす、運営から撤退する、保育の質が低下する懸念がある。		
24	保育士や保育の質の向上は来たるべき高齢化社会を支える人材を育成するための先行投資である。安易な民営化は反対である。		
25	保育園委託により経験の少ない先生が入れ替わり立ち代わり入ってくるようになり、不安を感じた経験がある。委託、民営化に反対である。		
26	保育園の民間委託、民営化には反対である。		
27	直営園での新たな20園の委託、既存委託園の民営化は、絶対にやめてほしい。		
28	保育園の民営化にあたり、在籍中の子ども達に対する保育サービスの質や内容、環境は変えないでほしい。	<p>これまで区立保育園の委託にあたっては事業者に一定の職員配置数と経験年数などを具体的に求めるとともに、一年間の引き継ぎ期間を設けるなど、保育水準を確保しています。また、区立直営時の保育理念や行事等を継承して実施してきました。</p> <p>いただいたご意見も踏まえ、民営化の検討を進めていきます。</p>	
29	委託保育園の「民営化」は自治体の公的責任の後退となり、児童福祉法に反する。	<p>保育園の民営化は、民間のノウハウ等をさらに活かしてサービス充実を図るためのものであり、児童福祉法に反するものではありません。</p>	
30	保育の質の低下を招く保育園の民営化より、待機児童対策に取り組んでほしい。	<p>29年4月に待機児童を解消するため、待機児童ゼロ作戦に全力で取り組んでいるところです。あわせて保育園の委託・民営化についても民間のノウハウ等を活かし、保育サービスの充実のため取り組んでいきます。</p>	
31	保育の質が下がるため、保育士の削減に反対である。	<p>保育園では職員配置基準を遵守し、保育水準を維持しています。</p>	
32	保育園、学童クラブ等の民間委託について反対である。	<p>区立保育園の委託にあたっては事業者に一定の職員配置数と経験年数などを具体的に求めるとともに、一年間の引き継ぎ期間を設けるなど、保育水準を確保しています。そのうえで、延長保育などの保育サービス拡充と運営の効率化を図っています。</p> <p>これまで区立保育園60園中、20園を委託してきました。いずれの委託園も、東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、地域バランス等も考慮しながら今後新たに20園の委託に取り組むとともに、民間のノウハウ等を活かせる民営化にも取り組んでいきます。</p> <p>区立学童クラブの委託にあたっては、準備委託や委託開始後も区職員による巡回など様々な取組を行っています。</p> <p>これまで区立学童クラブ92か所中、31か所を委託してきました。いずれの学童クラブも保護者アンケートなどで高い評価を受けています。今後も限られた財源で保育時間の延長などサービスの向上を図るため、委託を進める必要があると考えています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
33	委託・民営化や児童館の再編は、保育や教育を営利目的と考えているような印象を受ける。計画の実施により、保育料の値上がり、保育士の定員削減の可能性が考えられる。子どもの貧困や虐待などの社会問題もあり、子どもの育成については経費を削減せず、行政、社会全体に積極的に介入して欲しい。	区立保育園の委託にあたっては事業者に一定の職員配置数と経験年数などを具体的に求めるとともに、一年間の引き継ぎ期間を設けるなど、保育水準を確保しています。また、委託料の算定にあたっては、公定価格に基づき適切に対応しています。そのうえで、延長保育などの保育サービス拡充と運営の効率化を図っています。 これまで区立保育園60園中、20園を委託してきました。いずれの委託園も、東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、地域バランス等も考慮しながら今後新たに20園の委託に取り組むとともに、民間のノウハウ等を活かせる民営化にも取り組んでいきます。 児童館については、子どもの貧困や虐待・不登校など地域の子どもや子育てに関する課題に取り組むため、子ども・子育ての拠点としての機能強化を図ります。 なお、保育所や児童館等の経費を含むこども家庭費は、年々増加しています。	
34	学童クラブの委託により、職員の処遇に問題が生じている。公的責任で運営すべきだ。	学童クラブの委託事業者の職員の労働条件等については、雇用主である事業者が確保すべきものと考えています。練馬区では、仕様書に基づいた適正な運営を行っているかを立入り調査などにより確認しています。	
35	区長は現場の職員の意見を聞いたうえで委託・民営化の政策を進めているのか。	様々な機会を通じて、保護者や現場の意見を聞きながら、区民サービスの向上をめざして委託・民営化を進めています。	

< 図書館への指定管理者制度導入について >

36	図書館が知的自立のために必要な資料を提供する役割を果たしているかを改めて検討する必要がある。	図書館は、図書館法等に基づき、区民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として資料を収集・提供しています。	
37	数社に渡る指定管理者を管理するため、中央館となる図書館が必要である。	光が丘図書館が中央館的機能を担っており、引き続き指定管理者館も含めた全館の管理・運営調整を行います。	
38	資料、アーカイブ機能、インターネット環境、レファレンス要請に対応できる体制の充実を図るべきである。	利用する方が容易かつ確実に情報が得られるよう、区立図書館全体で体系的な資料収集・保存を行います。インターネット閲覧用端末の設置に加えてWi-Fi環境の整備を進めるとともに、データベースを活用したレファレンスサービスの充実を図っていきます。	
39	指定管理者を導入し、委託業務外の対応が必要となった際どうするのか。	基本的に指定管理業務以外の対応が必要になることはありませんが、そのような事態が発生した場合には、原則として区の職員が対応します。	
40	指定管理者を導入した図書館は、開館時間延長やイベント多様化が資料の利用につながっているのか、職員のいない土日・夜間等にトラブルが発生していないか、地域の情報拠点になっているのか、利用者に満足のいくレファレンスができていないのか等疑問である。	各指定管理者館の資料貸出数および利用者数は、導入以前と比べると概ね増加傾向にあり、地域の情報拠点の役割を果たしています。 苦情対応については指定管理者が行い、重大な案件は区に速やかに報告することとしています。また、区に指定管理者館に対する苦情が寄せられた場合は、区が責任を持って対応しています。 また、受付館単独では回答が困難なレファレンスは、全館で取り組む体制を整えています。	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
41	石神井図書館は、光が丘、練馬図書館とともに委託事業者のモニタリングをする役割を担うため、直営を維持するべきだ。	指定管理者制度導入後のモニタリングは、他館と同様に光が丘図書館が行います。これまでの指定管理者制度導入の実績を踏まえ、石神井図書館についても指定管理者制度の導入を検討します。	
42	図書館の本質は施設だけではなくソフトである。石神井図書館への指定管理者導入には反対である。	指定管理者館では、施設管理(ハード)と施設利用(ソフト)に関する業務を一体として指定管理者の業務とすることにより、効果的で効率的な運営を図っています。これまでの指定管理者制度導入の実績を踏まえ、石神井図書館についても指定管理者制度の導入を検討します。	
43	石神井図書館へ指定管理者制度を導入すると、区の事業者モニタリングや選書の力が低下していく。 図書館全体の構想・計画をしっかりと立ててから指定管理制度の導入を検討してほしい。 石神井図書館へ指定管理者制度を導入するのであれば、光が丘図書館のカウンター業務を直営に戻し、専門の正規職員を配置してほしい。	図書館全体の構想や計画は、指定管理者制度の導入の検討と併せて、検討していきます。光が丘図書館の窓口等業務委託は良好に行われており、直営に変更する予定はありません。	
44	石神井図書館に指定管理制度を導入することの是非について、そのメリットとデメリットを徹底的に検討する検討会を官民一体となって立ち上げるべきである。	検討会を設置する予定はありませんが、区議会や区民の皆さんのご意見を踏まえて検討していきます。	
45	図書館は既に9館を指定管理者に運営させており、これ以上の委託は区職員のノウハウ継承ができなくなる。また、指定管理者導入館のサービスが良いとは感じられない。石神井図書館の指定管理者導入には反対である。	指定管理者制度導入後の各館のモニタリング結果は良好であり、引き続き指定管理者制度を維持していきます。これまでの指定管理者制度導入の実績を踏まえ、石神井図書館についても指定管理者制度の導入を検討します。	

#### <その他運営の方針について>

46	給食・用務の委託、児童館、福祉園・福祉作業所にかかる方針を含め、効率優先でない住民の暮らしやすい計画に変えるべきだ。	区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。既に委託した施設では、利用者から高い評価を得ています。これまでの委託や民営化の実績を検証し、さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに、行財政運営の効率化に取り組みます。	
----	--	---	--

#### 「適正負担の方針」について

#### <保育料の見直しについて>

47	十分に説明がないまま保育料の値上げをするのは問題がある。	保育所保育料の見直しについては、平成27年12月に公表した「区政の改革に向けた資料」、28年5月に策定した区政改革計画素案の中で現状と課題、見直しの考え方をお示しし、それぞれ意見募集や説明会を行い、ご意見をいただいています。 具体的な見直し案についても、9月に区民意見反映制度を実施するとともに、在園児世帯に対しては、9月に園を通じて周知文書を配付しました。全保護者に保育料の確認方法についての資料を配布し、区ホームページでも周知しています。	
48	保育料の見直し理由が釈然とせず、十分な説明がないままの値上げの断行には憤りを覚える。		
49	保育料の引き上げはやめてほしい。引き上げの金額を慎重に検討し、納得のいく説明をして欲しいし、まず区民の声に耳を傾けていただきたい。		
50	保育園利用者に納得のいく理由を示したうえで保育料を値上げするべきだ。		
51	黒字であるにもかかわらず保育園の保育料の値上げは、説明もなく理解できない。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
52	保育料の引き上げは、子育て世帯に負担がかかるためやめてほしい。	区は保育所待機児童対策をはじめ多様な教育・保育サービスを質・量ともに充実するように努めています。あわせて、必要なコストについて、税と受益者負担のバランスを見直していくことが重要であると考えています。 保育所保育料の見直しにあたっては、低所得世帯に配慮するとともに、当初案に寄せられたご意見を踏まえ保育料の上限を下げるなど修正しました。 保育料の見直しによって得られた財源は、保育施設の新規整備、保育士の処遇改善、ひとり親世帯や障害者世帯の保育料軽減の拡充、私立幼稚園の入園料補助の増額など、子育て支援のさらなる充実に活用します。	
53	子供を養う経済力の低下も少子化の原因の一つである。保育料をあげるのではなく下げる努力をお願いしたい。		
54	子育て世帯に負担を強いる保育料の値上げは反対である。		
55	少子化対策が進まない中、保育料見直しは反対である。		
56	親が安心して働けて、育児ができる環境を優先するため、保育料の値上げには反対である。		
57	保育料の値上げは、子育て世帯にはとても厳しい。		
58	保育料値上げはやめてほしい。		
59	保育料の値上げに反対である。各世帯に具体的な料金を示さずに値上げするのはよくない。		

<その他>

60	赤字になるから区立施設の使用料を上げて区民に負担を押し付けるなどは本末転倒である。	区立施設の維持運営等の経費は、区民全体が負担する税金と、施設を利用する区民が負担する使用料などで賄われています。 今後、区立施設使用料の算定方法や減額・免除制度などについて、施設を利用する人と利用しない人の「負担の公平性」や、税金(公費)と使用料(利用者負担)との負担割合、高齢者の施設利用状況や介護予防のあり方など、様々な視点から検討します。	
61	区立施設の使用料見直しには反対である。税金を使っているのだから区民の福利厚生に寄与するのは当然であり、民間施設が増えたことは理由にならない。また、施設利用は介護予防にもつながる。		
62	地区区民館や地域集会所は、「人によって必要性が異なり、民間からの提供がある」施設には当てはまらない。それを強調するのであれば町会施設への補助を検討すべきだ。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>リーディングプロジェクトについて</b>			
<b>1 出張所の廃止と別機能への転換</b>			
63	大泉北出張所について、1階を倉庫として利用するのではなく、地域住民が利用できる部屋を設置してほしい。 同出張所の大規模改修にあたっては区民の意見を聞かずに設計がされており、要望した時点で倉庫としての利用が確定しているのはおかしい。	大泉北出張所の大規模改修に当たっては、出張所内に事務局を置く青少年育成地区委員会の備品などを収納するための場所が不足していたため、新たに倉庫を設置しました。2階の敬老館・3階の地域集会所をご利用いただきやすくなるよう、エレベーターの設置など、区民の皆さんの要望を踏まえて改修しました。	
<b>2 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備</b>			
<b>&lt;病院と福祉園の整備について&gt;</b>			
64	病院や福祉園を充実することは、区民の文化的、福祉的生活のために必要であり、問題ないと思う。	高齢化が進む中、増大する医療需要や福祉園の利用ニーズに対応するため、高野台運動場用地の活用に取り組みます。	
65	高野台運動場用地への病院と福祉園の整備計画を進めてほしい。また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児の通える福祉園を増設してほしい。	石神井町福祉園については、福祉園利用者の需要増に対応するため、高野台運動場用地へ移転・改築し、定員を拡大できるよう検討します。医療的ケアが必要な重症心身障害児の通所先の増設については、特別支援学校の在校生の動向を踏まえ検討します。	
66	高野台運動場は利用が少なく、近隣に類似施設がある。大きな土地がない中、必要な福祉園整備に活用するのは賛成であり、早く実現してほしい。		
67	高野台運動場用地を活用した福祉園の整備をぜひ進めてほしい。 現在、医療的ケアが必要な子どもたちが行く福祉園が3か所あるがほぼ満床であり、今後の対象者の増加に伴い、施設不足が懸念されている。ぜひこの機会に、重症児が行ける施設も増やしてほしい。		
68	重症児が学校卒業後も週5日通える場所を整備してほしい。		
69	この計画をぜひ実現していただき、重症障害児を受け入れることが可能な施設の増設を希望する。障害者世帯にも、未来を悲観することなく安心して暮らせる福祉を切望している。		
70	高野台運動場用地に福祉園を整備するリーディングプロジェクトは大変心強く思う。医療的ケアを必要とする障害者は、限定された施設しか利用できない上、定員の枠も少なく完全在宅になるのではないかと強い危機感を持っている。他の障害をもつ方たちと同じように、区内で通所やショートステイができるようになることを希望する。	医療的ケアが必要な重症心身障害児の通所先の増設については、特別支援学校の在校生の動向を踏まえ検討します。医療的ケアに対応したショートステイは、利用者を安全に受け入れるための課題等を踏まえて、検討していきます。	
71	高野台運動場用地を活用した福祉園の整備をぜひ進めてほしい。 福祉園とグループホームは重症児の子(医療的ケアの子)の施設も、もう1つ整備していただきたい。重度障害児も、地域で自立した生活を強く望んでいる。	医療的ケアが必要な重症心身障害児の通所先の整備については、特別支援学校の在校生の動向を踏まえて検討します。 医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)を受け入れるグループホームについては、障害者の住まい方に関する調査を実施しており、その結果を踏まえて整備を検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
72	ひとり親で重度心身障害児を育てているが、仕事の都合でショートステイを利用したくても常時いっぱい状態で預けられない。ぜひ施設を増やしてほしい。	石神井町福祉園の用地に重度障害者グループホームと一体で、緊急一時保護、ショートステイや相談支援などを総合的に提供できる地域生活支援拠点を整備することを検討します。重症心身障害児の受入れについて検討していきます。	
<b>&lt; 庭球場について &gt;</b>			
73	庭球場の新設は困難と思われるため、高野台庭球場閉鎖を機に優先枠の大幅な節減(1/3)、適切な貸し出しを希望する。	スポーツ施設の利用については、個人で利用したい方、グループで利用したい方、大会での利用など、それぞれのニーズや考え方により様々なご意見をいただいています。利用状況やお寄せいただいているご意見等を踏まえ、貸し出しの方法や登録の在り方などについての検討を進めていきます。	
74	庭球場について、特定団体による優先枠が多過ぎる(日曜の利用優先利用で埋まっている月があったり、個人利用の倍率が5~10倍の抽選となっている実態がある。)これは法律的に問題はないのか。また、優先枠を減免して貸し出す理由は何か。都営コートには優先貸出がほとんどないが、区が設ける理由は何か。	区民がスポーツに親しむことができる場や機会を充実するため、大会開催や教室等を含め、多様な利用の機会を設けています。区民のスポーツ振興に寄与し、公益性のある事業などについて、使用料を減免しています。	
75	庭球場における教室、大会などのイベント開催について、以下のような運営を希望する。 ・イベント開催時も半分は一般開放する。 ・大会を1/3に削減し、開催時は必要なコート数を精査する。 ・テニス教室については一般開放を優先し、民間スクール受講への補助金制度を検討する。	スポーツ施設の利用方法については、貸し出しの方法や登録の在り方なども含め、今後も引き続き検討していきます。民間スクール受講者に対する補助金制度については、区として実施する考えはありません。	
76	特定団体の会計報告、参加人数は如何に把握しているか。	区民大会や区が主催、協賛する教室等の開催による参加者数や収支等については把握していますが、各団体の自主的な活動について、区として会計報告等は求めていません。	
77	テニス教室がコーチの生徒集めの場となっていたり、大会運営にあたりスタッフが高額報酬を得ている等の実態がある。これは条例に違反するのではないか。	区立スポーツ施設は、条例の定めにより、営利を目的とした利用は出来ませんが、大会運営に必要なスタッフの謝礼など実費分を参加者から徴収することを制限しているものではありません。	
78	コート利用、優先貸出に関してアンケートを実施してほしい。	利用者のアンケートは必要に応じて実施しています。	
79	ソフトテニスの優先枠が激増している理由は何か。	ご意見のような事実はありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>3 地域施設(児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所)の再編</b>			
80	小学生の放課後の居場所がねりっこクラブだけになるといじめの対象となった子の居場所がなくなる、大人の目が届きにくい環境となり、不安である。	ねりっこクラブは、学校の施設を活用し、すべての小学生に安全で充実した放課後等の居場所を提供する事業です。ねりっこひろばは、これまでの学校応援団ひろば事業と同様に、地域の皆さんの協力の下、実施しています。また、ねりっこ学童クラブでは、区立学童クラブと同様に職員配置基準と面積基準を遵守し、有資格の放課後児童支援員を配置して、子どもたちが安全に充実した放課後等を過ごせるよう運営を行っています。学校施設を活用することで利用定員を増やし、待機児童の解消を図ります。	
81	ねりっこクラブの拡大について、学校の中に子供たちが放課後居心地良く過ごせる場所が確保できるか疑問である。児童館が乳幼児や中高生の居場所となると、小学生の居場所がなくなってしまうため、現在の機能を維持すべきである。	ねりっこクラブの展開にあわせて行う「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させることをめざすものです。	
82	「いじめ」の問題から、小学生の放課後を「ねりっこクラブ」だけではなく、多様な選択肢を用意すべき。教育関連事業に「効率重視」の思想はなじまない。	ねりっこクラブの展開にあわせて行う「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させることをめざすものです。	
83	子供が放課後の過ごし方を自分で考える力を身に付けていくためには、選択肢があった方がよい。ねりっこクラブだけでなく、児童館の利用も必要かと思う。	ねりっこクラブの展開にあわせて行う「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させることをめざすものです。	
84	学童に通えない子の放課後の居場所が減ってしまうのは、安全面からも重大な問題である。		
85	小学生の放課後の居場所が、校内のねりっこクラブだけになると、いじめを受けている子は放課後も心が休まる場所がなくなる。児童館、地区区民館など、放課後の居場所の多様性を確保してほしい。		
86	計画には児童館から小学生をしめ出すことはしないことが分かる記載とすべきだ。	ねりっこクラブの展開にあわせて行う「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させることをめざすものです。	
87	児童館、地区区民館・厚生文化会館の児童室について、児童館・児童室小学生の利用サービスも後退させないでほしい。 また、中高生のサービス充実を考えるのであれば、実情を調査し、中学校、高校職員等関係者の意見を聞いて進めるべきだ。	ねりっこクラブの展開にあわせて行う「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させることをめざすものです。 地域の方や近隣小・中学校関係の方を委員とした児童館運営委員会において、児童館の運営等について意見交換を行っています。今後も意見交換を図っていきます。	
88	学童クラブを増設しつつ、児童館や地区区民館など、小学生の放課後の居場所の多様性を確保し、子供達が生活しやすい環境を整えてほしい。	すべての小学生が安全で充実した放課後等を過ごせる居場所を確保するため、これまでの「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色は維持しながら、一体的に事業運営を行う「ねりっこクラブ」を推進しています。また、「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させる内容のものです。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
89	ねりっこクラブは学校へ児童を押し込むこととなり、けがや事件が増える懸念がある。	ねりっこクラブは、学校の施設を活用し、すべての小学生に安全で充実した放課後等の居場所を提供する事業です。ねりっこひろばは、これまでの学校応援団ひろば事業と同様に、地域の皆さんの協力の下、実施しています。また、ねりっこ学童クラブでは、区立学童クラブと同様に職員配置基準と面積基準を遵守し、有資格の放課後児童支援員を配置して、子どもたちが安全に充実した放課後等を過ごせるよう運営を行っています。学校施設を活用することで利用定員を増やし、待機児童の解消を図ります。	
90	学童保育の待機児童解消は、ねりっこクラブではなく、学童クラブの増設で対応してほしい。		
91	ねりっこクラブは本来の学童保育機能を損ない、全校で実施する方針には無理がある。	ねりっこクラブにおけるねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業です。練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する条例に基づき、学童クラブとして適切に運営しています。	
92	学童クラブの機能拡充は、子どもを放置し、安全を無視しており反対である。		
93	「ねりっこクラブ」については、定員の面において国の「放課後児童クラブ運営指針」に反する。また、多くの保護者は制度について理解しておらず、説明責任が果たされていない。	ねりっこクラブにおけるねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業です。国の「放課後児童クラブ運営指針」を踏まえた「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」に基づき、利用定員についても、適切に運営しています。	
94	ねりっこクラブについて、広く区民が参加できる説明会を開催してほしい。また、区のガイドラインである40人を遵守してほしい。	ねりっこクラブの実施に当たっては、区議会での審議や、区民意見反映制度による意見募集など、様々な場面で、制度の周知とともに、議論を重ね進めてきました。今後も、ねりっこクラブの実施が確定した学校での保護者への説明など、様々な機会を捉え周知に努めます。	
<b>4 旭丘小、小竹小、旭丘中の統合・再編</b>			
95	学校を統合し、小中一貫校にすることに反対である。	区では、小学校と中学校が学習指導や生活指導における連携を図り、9年間を見通した指導方針のもとで子どもたちを育てる小中一貫教育に取り組んでいます。平成23年4月に、小中一貫教育校大泉桜学園を開校するとともに、10組の小・中学校研究グループを指定して、小中一貫教育の研究と実践を本格的に始め、現在では施設が離れていても全校で小中一貫教育の取組を進めています。	
96	小中一貫教育を見直してほしい。		
97	1学級あたりの人数を適正規模の基準に近づけるようにしてほしい。	国では、学級数について「学校教育法施行規則」において、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定しています。練馬区では、現在、小学校は12学級以上18学級以下を、中学校は11学級以上18学級以下を適正規模としています。今後は国の標準規模の考え方に合わせていく予定です。	
<b>5 北保健相談所移転と周辺施設の集約</b>			
98	現在、やまびこ第二作業所に通所している34名が、今後も安心してこの地で活動できるよう、北保健相談所の利用を検討してほしい。	北保健相談所移転に伴う空スペースは、北町福祉作業所利用者の高齢化に伴う事業拡充などに活用することを検討します。やまびこ第二作業所については、利用者、施設状況を踏まえ、法人と協議を進めます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
99	北保健相談所跡を区立の北町福祉作業所の拡充に活用し、民間のやまびこ第二作業所へは移転を強いることに納得がいかない。 障害者が通う施設の基盤整備については、民間の作業所であっても区による支援をお願いしたい。 利用者・家族・職員・法人へ区主催の説明会を開催してほしい。	北保健相談所移転に伴う空スペースは、北町福祉作業所利用者の高齢化に伴う事業拡充など、他の事業について計画されています。やまびこ第二作業所にお貸ししている区立施設は老朽化しており、移転について検討が必要な状況にあります。また、区内の他の民間作業所とのバランスを考え、やまびこ第二作業所の事情や意向を確認しながら、今後に向けた相談・対応を丁寧に行います。	
100	やまびこ第二作業所を、できるだけ場所を変えずに維持してほしい。	事業所の状況、利用者の状況を踏まえ、法人の状況や意向を確認しながら、今後に向けた相談を丁寧に行っていきます。	

### 「第三章 施設種別ごとの方針」について

子どもと青少年の施設			
101	第3章の「子どもと青少年の施設」の方針については、発想の出発点として「子どもの権利条約」と「児童福祉法」を基本に据えるべきだ。	学童クラブや児童館は、児童福祉法等にのっとり運営しています。	
学童クラブ			
102	保育園と学童クラブの連携をもっとしてほしい。 保育園だけでなく、学童クラブにも力を入れてほしい。	定期的に、保育園や学童クラブなどの職員による、意見交換や情報共有を行っています。 ねりっこクラブの推進などに取り組み、学童クラブの待機児童の解消を図っていきます。	
子ども家庭支援センター			
103	子ども家庭支援センターについて、児童相談所の区移管に向けた取組が必要である。	児童相談行政は児童相談所だけでなく、幅広い関係行政機関や児童福祉施設と一体で機能しています。また、相談には、高度な専門性が必要となります。加えて、児童を処遇する一時保護所や児童福祉施設は、広く都内に分散しています。このため、児童相談業務は、設置主体が都や区のいずれであっても、広域的な対応が不可欠であり、これをどう確保するかが、最大の課題です。 練馬区としては、児童相談体制の充実こそが重要であると考えます。東京都と連携し、相談体制の強化に取り組んでいきます。	

### 都市インフラ編

104	道路整備は、区の負担が少ないとしても、本当に必要があるかを検討し、住民の合意を受けて進めるべきである。 特に放射35号線の必要性は疑問である。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。第四次事業化計画では、学識経験者の意見を踏まえて定めた15の検証項目により、あらためて都市計画道路の必要性を検証し、区内の都市計画道路はすべて整備が必要であると確認しました。 放射35号線については、交通機能の確保等の必要性を確認するとともに、骨格幹線道路網の形成等の観点で東京都の優先整備路線として選定されています。 都市計画道路の整備に際しては、地域の方々へ丁寧な説明とともに意見を伺いながら、事業推進に努めていきます。	
-----	--	--	--

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>その他</b>			
<b>&lt; 計画全般について &gt;</b>			
105	この内容では高齢者が暮らしづらくなる。	高齢者も含め、区民サービスの向上をめざして施設マネジメントに取り組んでいきます。	
106	区民参加と協働によるマネジメントは、ぜひ実行してほしい。	施設のあり方の検討や施設の運営について、区民の皆さんとの協働をさらに進めていきます。	
107	練馬区としてどう人口を増やしていくかの施策が求められるのではないかと。	現在、区の人口は転入者が転出者を上回る状況が継続し、人口の増加が続いています。区では、みどりの風吹くまちビジョンに基づき、総合的に政策を展開しています。福祉・医療など現在の区民ニーズに応えるとともに、子育て支援、教育、都市基盤の整備など、ソフト・ハードの両面にわたり将来への投資を着実に進め、子どもを産み育てやすく、未来に向けて成長するまちを目指します。	
108	計画(素案)の全体が、子どもの権利の保障というより、建物と施策をどう「統合するか」、インフラ開発が優先している。	本計画は、子どもを含め、区民サービスの向上と持続可能性の確保などを目標に、ハード・ソフトをあわせて総合的な区立施設マネジメントを行う方針を明らかにするものです。	
<b>&lt; 計画の進め方、周知について &gt;</b>			
109	これほど壮大な計画を進めるというのに、区民から意見募集がしないのはあまりに乱暴である。区議会で議論し、強行するならば区長選挙にて区民の意思を確認してほしい。	公共施設の維持・更新については区政改革の重要な課題として検討を進めてきました。まず、27年12月、区政の改革に向けた資料において、データに基づき現状と将来見通しをお示しし、区内6会場で練馬の未来を語る会を開催して476名の方にご参加いただくとともに、区民意見反映制度によりご意見を伺いました。	
110	計画を知らない区民が多い。進めるためには区長選挙を実施し、区民の信を問うべきだ。	28年5月に公表した区政改革計画素案では、施設のあり方の見直しの方向性を示し、練馬の未来を語る会、説明会等の実施により、幅広くご意見を伺いました。	
111	区長選挙をやって施策を区民に問うべきだ。	区議会、区民の皆さんのご意見を踏まえて10月、公共施設等総合管理計画素案を取りまとめました。計画素案についても説明会の他に区民意見反映制度、関係団体への説明、区政モニターアンケートなど多様な手法により広く区民の皆さんのご意見を伺っています。	
112	区民生活に大きな影響を与える計画であり、区民意見反映制度のみで進めるのは乱暴である。区長選挙で区民の意思を問うべきだ。	今後、実施計画の検討や個別の施設の取組にあたって、区民の皆さんに丁寧に説明し、ご意見をお聞きしながら進めます。	
113	多くの住民に影響を及ぼす計画であり、区民からの意見募集のみで進めるのは乱暴だ。住民投票により区民の信を問うべきだ。		
114	全体的に納得いかない。区民にとって大変重要な計画なので、短期間に数回の説明会で決めずにもっと広く意見を聞いて欲しい。		
115	こんなに壮大な計画を打ち出しているのにも関わらず、意見募集だけで済ませるのはおかしい。きちんとした説明などがなければ納得いかない。		
116	保護者にとってとても重大な事案を区民の意見も聞かずに進めるのはおかしい。		



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
117	説明が足りないと思う。メリット、デメリットを明確にし、この案を受けてデメリットを被る人にきちんと説明する責任がある。納得しがたい場合の譲歩案を提示すべき。	公共施設の維持・更新については区政改革の重要な課題として検討を進めてきました。 まず、27年12月、区政の改革に向けた資料において、データに基づき現状と将来見通しをお示しし、区内6会場で練馬の未来を語る会を開催して476名の方にご参加いただくとともに、区民意見反映制度によりご意見を伺いました。	
118	説明会の開催数・開催場所・開催の周知等が不十分ではないか。また、区民意見反映制度の募集期間も短すぎる。	28年5月に公表した区政改革計画素案では、施設のあり方の見直しの方向性を示し、練馬の未来を語る会、説明会等の実施により、幅広くご意見を伺いました。	
119	説明、意見募集期間が不十分である。高齢化がすすむ中、慎重に改革を進めてほしい。	区議会、区民の皆さんのご意見を踏まえて10月、公共施設等総合管理計画素案を取りまとめました。計画素案についても説明会の他に区民意見反映制度、関係団体への説明、区政モニターアンケートなど多様な手法により広く区民の皆さんのご意見を伺っています。	
120	保育園の保育料の値上げや民営化、学童についての変更については、もっと大々的に説明会等やってもらわなければ納得がいかない事案である。	今後、実施計画の検討や個別の施設の取組にあたっては、区民の皆さんに丁寧に説明し、ご意見をお聞きしながら進めます。	
121	計画がとても大きく、資料を読んでも理解しにくい。また、施設の維持管理とサービスの提供について、同時に問題提議されているので、わかりにくい。		
122	説明会は平日夜だけでなく、日曜・祝日にも開催してほしい。	全6回のうち1回、土曜日に開催しました。 ご意見は今後の参考にさせていただきます。	
123	それぞれの施設について専門家の意見を聞き、行政側、専門家、区民で構成される検討委員会を設置してほしい。	計画(素案)のとりまとめにあたっては、学識経験者、弁護士・公認会計士等の実務経験者、公募区民により構成する区政改革推進会議でご意見をいただきました。 平成29年度に実施計画の検討をする際にも、区民の皆さんや外部有識者等の意見をお聞きします。	
124	説明会の内容が全体的に方針の概論の説明で、具体的な内容の理解が難しい。折角6カ所で説明会を行うので、各周辺地域で廃止が検討されている施設を付け加えた方が全ての住民の方に理解しやすいと思う。	計画素案では、区立施設の総合的マネジメントの方針を示すとともに、具体的取組として、出張所の廃止と機能転換、高野台運動場用地における病院と福祉園の整備、旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の統合・再編などを、リーディングプロジェクトとしてお示ししています。 今後、実施計画の検討や個別の施設に関する具体的な取組についても、区議会、区民の皆さんのご意見を聞きながら進めていきます。	
125	説明会の参加者が少ないのが残念であった。	計画については今後も様々な形で説明・周知を進めていきます。	

## 5 素案説明会にて寄せられた意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>区立施設編</b>			
<b>「施設配置の最適化方針」について</b>			
126	保健、福祉、医療の施設は、それぞれが独立した立場で仕事する必要があるため、独立しているべき。	保健、福祉、医療は、それぞれの専門性を発揮しつつ、対応する事例によっては、緊密な連携が必要な分野であると考えます。より一層連携を深め、必要な支援を行っていけるよう検討します。 施設の複合化については、利用する区民の利便性を高められるよう検討します。	
127	光が丘に多く作られた保育園は、後に高齢者施設に転用すると聞いていたが実現されていない。区が公で高齢化社会に対応できる施設としてほしい。	現状では保育ニーズに対応するためがあるため保育園を転用する考えはありません。将来的な区民ニーズへの対応については社会状況の変化を踏まえて検討します。	
128	光が丘の地区区民館は狭く、稼働率が高い。学童クラブ跡スペースを同館の分館にしてほしい。	光が丘地域では学校跡施設等を活用し、区民の皆さんの活動に利用していただける施設を充実しています。 休室中の学童クラブについては、学童クラブの利用状況を踏まえ、今後の区民ニーズに応える活用を検討します。	
<b>「運営の方針」について</b>			
<b>&lt; 保育園、学童クラブの委託、民営化について &gt;</b>			
129	保育園の委託、民営化の推進は子ども施策の質の低下を招く。児童福祉法では、自治体は全ての子供を対象に公的責任を果たすべきとしているが、民営化の推進はこれに反するためやめるべきだ。	保育園の民営化は、民間のノウハウ等をさらに活かしてサービス充実を図るためのものであり、児童福祉法に反するものではありません。	
130	委託園の利用者アンケートでは満足と答えているが、委託事業者の評価に直接つながることを考えるとそう答えざるを得ない。	委託園では、定期的に保護者にアンケートを行っており、いただいたご意見を園運営の改善に活かしています。是非、利用者の皆さんの率直なご意見をいただくようお願いします。	
131	委託を進めることは保育の質を下げることにつながる。委託事業者では、長年勤めてきた公務員のノウハウは引き継ぎない。	区立保育園の委託にあたっては事業者によって一定の職員配置数と経験年数などを具体的に求めるとともに、一年間の引き継ぎ期間を設けるなど、保育水準を確保しています。そのうえで、延長保育などの保育サービス拡充と運営の効率化を図っています。 これまで区立保育園60園中、20園を委託してきました。いずれの委託園も、東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、地域バランス等も考慮しながら今後新たに20園の委託に取り組むとともに、民間のノウハウ等を活かせる民営化にも取り組んでいきます。	
132	保育園の委託を始めたとき、20園しか委託しないという約束だったはずだ。	これまで委託した20園の園数については、委託を開始した平成17年度の区立、私立保育園の園数を考慮して決めましたが、この間、その状況は大きく変わり、私立保育園など民営の保育園が主流となりました。また、これまで委託を行ってきた20か所の委託園も東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、今後新たに20園の委託を進めていきます。	
133	概ね10年間に委託を進める保育園を20園とする根拠は何か。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
134	委託園における保育士の処遇や、離職率の高さをどう考えているのか。	委託園の保育士については、なるべく多くの保育士に長く継続して働いてもらうため、各園で、手当増や研修の充実など、様々な処遇改善策を行っています。これらを支援するため、区としても委託料を支払うにあたり、その多くを占める人件費について十分留意していきます。	
135	保育園は民営化により、ただ預けるだけの施設となっている。公営だからこそ子供を守ることができる。安心して親が働き続けられるのは公的保育のみだ。	区立直営、委託、私立のいずれであっても認可保育園としてお子さんを責任をもって保育する施設です。その上で、民間のノウハウを活かし、保育サービスを充実するため委託・民営化を進めていきます。	
136	待機児童も増えていく中、区立保育園のきめ細かいサービスは貴重である。	区立保育園に限らず、すべての保育施設において、保育サービスの質の向上に取り組んでいます。待機児童の解消を目指すとともに、保護者のご家庭の状況に応じて選択できる教育・保育サービスを提供していきます。	
137	委託化により削減された経費は庭付きの保育園整備に使われるものと想定していたが、実際に整備されるのは小規模な認可保育所のみだ。小規模な認可保育所での保育は非常に困難を強いられており、保護者からの不安の声も多い。子供たちを守る施設がどんどん民営化されて不安が募る。	区では、大都市の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所だけでなく小規模保育所の整備も進めています。小規模保育所は、認可保育所に準じた基準を満たした安心して利用できる施設です。 また、委託園では保育水準を確保しながら延長保育などサービス拡充を行い、いずれの園でも東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで高い評価を受けています。これらを踏まえ、民間のノウハウ等をさらに活かして、サービス充実を図るため委託・民営化に取り組んでいきます。	
138	小規模園で過ごすことに不安を感じる保護者に対して、委託を助長していく政策はやめてほしい。この方針はもう後戻りはできないのか。	小規模保育所は、認可保育園よりアットホームな雰囲気、安心して預けられる保育施設と考えています。 委託園についても、これまで委託したいずれの園も東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどにおいて高い評価を受けています。これらを踏まえ、今後新たに20園の委託に取り組んでいきます。 また、今後、安心できる保育サービスを提供するため、保育園に対する評価の見える化や保育サービスに関する相談や意見・要望に対応する仕組みについて検討していきます。	
139	区は保育における最後のセーフティネットとしての役割を担い、困っている保護者を助けるべきだ。	個々のご家庭が、それぞれの状況に合った子育てを選択できるよう保育・教育サービスの充実に取り組んでいきます。	
140	保育園を委託してどうだったのか、利用者の意見を検証しているのか。	委託・民営化した施設の検証は実施しています。 これまで委託を行った区立保育園については、3回にわたり検証を実施しています。いずれの委託園も東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートで高い評価を受けています。	
141	委託園の保護者アンケートで8～9割が満足しているというのは本当か。少しでも子供の引き取りが遅れると追加料金が発生し、困っているとの声も聞か。	これまで保育園の委託を20園行い、いずれの園も東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートなどで概ね満足度が9割と高い評価を受けています。 また、これまで延長保育を行っていなかった園が、委託によるサービス拡充で延長保育を利用できるようになると、基本保育時間よりお迎えが遅れた場合には、延長保育料金が発生します。これは、延長保育を利用される方とされない方の保育料に差をつけているためです。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
142	学童クラブの委託は、事業者への責任の丸投げである。ねりっこクラブの説明において「定員拡大する」旨を記載しているが、後に出た国の指針では「定員40人以下とすべき」とある。これは国の指針に反するのではないか。	ねりっこクラブにおけるねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業です。国の「放課後児童クラブ運営指針」を踏まえた「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」に基づき、利用定員についても、適切に運営しています。	
143	10年間で92の学童クラブをねりっこクラブへ移行するのは拙速ではないか。	ねりっこクラブは、保護者の就労状況などに関わらずすべての小学生に安全で充実した放課後等の居場所を確保するため、これまでの「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。子どもたちの安全確保の観点から、小学校内で実施することとしています。 そのため、できるだけ早期に全小学校での実施ができるよう、学校や学校応援団と調整の上、推進していきたくと考えています。	
144	ねりっこクラブについての説明が不足している。小学校PTAにて説明を依頼したものの実現せず、校長がそれについて謝罪する事態が発生している。	ねりっこクラブの実施に当たっては、区議会はもとより、区民意見反映制度により、区民の意見をお聞きし、さらに様々な機会において、学校、学校応援団、保護者など、関係者と論議を重ね進めています。実施が確定した小学校では保護者を対象として説明会も行っています。 なお、ご指摘の件については、小学校の校長とも事実関係を確認し、適切に対応しています。	
145	保育園、学童クラブ等身近な施設のほとんどが民営化しているように見える。実際に委託・民営化した施設の検証はしているのか。	委託・民営化した施設の検証は実施しています。 これまで委託を行った区立保育園については、3回にわたり検証を実施しています。いずれの委託園も東京都福祉サービス第三者評価や保護者アンケートで高い評価を受けています。 これまで委託を行った区立学童クラブについてもモニタリングを実施し、いずれの学童クラブも保護者アンケートで高い評価を受けています。	
146	経費削減のための保育園の委託はやめるべきだ。	区立保育園の委託は、運営の効率化だけでなく、保育水準を確保しながら延長保育などの保育サービスの充実を図るために進めています。いずれの委託園においても保護者や東京都福祉サービス第三者評価で高い評価を受けています。これらを踏まえ、今後、新たに20園の委託に取り組んでいきます。	
147	区の財政的に厳しいからといって、区立保育園を委託・民営化するというのはいかがなものか。		
148	「民間の方が優れているものは委託する」とあるが、学童クラブ運営において民間の方が優れているという根拠は何か。	委託により保育時間を延長し、サービスを向上しました。	
149	保健や予防に関することは、区民が、児童虐待への対応、生活困窮への支援を必要とする状態に至らせないようにするうえで重要な分野であるため、計画(素案)P32「行政が最終的な責任を持つべき分野」に記載してほしい。	保健や予防に関する分野は、民間の医療機関などが担う役割も非常に大きいことから、連携・協力していくことが重要です。 こうした連携・協力を踏まえた上で、行政が最終的な責任を持つべき児童虐待への対応や生活困窮者の支援などの分野は、区民や民間事業者と協働しながら、行政としての役割を徹底して果たしていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>「適正負担の方針」について</b>			
<b>&lt; 使用料等の見直しの検討について &gt;</b>			
150	75歳以上は無料などの使用料の制度を見直す方針か。	区立施設の維持運営等の経費は、区民全体が負担する税金と施設を利用する方が負担する使用料などで賄われています。高齢者が地域の中で自主的に介護予防活動に取り組めるようにするためには、公共施設利用について、一定の配慮は必要だと考えます。一方で、若い世代等との負担の公平性の観点から見直すべきとのご意見も寄せられています。	
151	介護予防事業を実施する場として公共施設を使用料免除で利用しているが、免除を受けずに事業継続することは困難である。 また、認知症患者は一人あたり年間15万円費用がかかる。一方、施設利用が有料となった場合、一人あたり年間2,000円程度しか区の収入にならない。制度見直しの際は使用料減免により入らない収入と、事業により認知症が予防されることにより削減されるコストを比較・考慮してほしい。	今後、区立施設使用料の算定方法や減額・免除制度などについて、施設を利用する人としいない人の「負担の公平性」や、税金(公費)と使用料(利用者負担)との負担割合、また、高齢者などの施設利用状況や介護予防のあり方など、様々な視点から検討します。	
152	使用料は、平成14年度から何がどう変わって見直しに至るのか。	現在の使用料は、平成14年度に定めたものであり、この間、平成20年度に地区区民館などの使用料は引き下げましたが、基本的な考え方は変わっていません。 少子高齢化の進展により、施設利用者の年齢構成なども変化しています。 今後、他自治体や民間施設の状況、区立施設の維持管理にかかる経費など実態の調査を行います。そのうえで、使用料の算定方法や減額・免除制度などについて、施設を利用する人としいない人の「負担の公平性」や、民間の類似施設利用料金とのバランス、区民以外の施設利用の取り扱いなど、様々な視点から、使用料のあり方を検討します。	
<b>リーディングプロジェクトについて</b>			
153	リーディングプロジェクト、特に高野台運動場、旭丘小中・小竹小の件は区民の意見を聞かずにいきなり出てきた印象がある。	医療や福祉ニーズへの対応など、区政の喫緊の課題への対応や、子どもたちの教育環境の充実を図るため、今回、素案としてお示したものです。 お寄せいただいた区民の皆さんのご意見や、区議会のご議論を踏まえて、今後の進め方を検討します。	
<b>1 出張所の廃止と別機能への転換</b>			
154	出張所を廃止する計画について区報で知ったが、出張所がどのようなことをやっていて、どのような影響があるかが一般区民には分からない。 また、廃止することにより人員が削減されると思われるが、そのことが書いていないため何のために廃止するのかが分からない。	出張所では住民票関連の証明発行、住民税などの収納が主な役割でしたが、証明書自動交付機の導入や住民税などの収納手段の多様化により、出張所を利用する区民が減ってきたこともあり、再編を行いました。 出張所に配属していた職員分の人員は、福祉など業務量が増えている他の重要な施策への対応に振り向けていきます。	
155	地域集会施設の回数券はどうなるのか、住民とも十分相談して進めてほしい。いつから転換後の施設になるのか。	共通回数券は、地区区民館、区民事務所等で購入いただけます。販売状況や利用者の利便性などを考慮し、券売機の設置等を検討していきます。 個々の出張所の跡施設活用については、出張所跡施設活用計画の中でお示しています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
156	<p>大泉北出張所の改修について、1Fに大きな倉庫を作るのはおかしい。改修する前に区民の意見を聞いてほしい。</p> <p>他では地域集会所やまちかどケアカフェにする考えの所もある。出張所の跡活用として倉庫は、高齢者が利用できる場所にすべき。</p>	<p>大泉北出張所の大規模改修に当たっては、エレベーターを設置するなど、より利用しやすい施設になるよう改修を行ってきました。</p> <p>その際、出張所内に事務局を置く青少年育成地区委員会の備品などを収納するための場所が不足していたため、新たに倉庫を設置しました。</p> <p>出張所廃止後も、青少年育成地区委員会の事務は継続するため、事務局の執務スペースと倉庫については、確保する必要があります。また、倉庫部分は倉庫として設計されているため、長時間利用者が滞在する部屋として使用することは困難です。</p> <p>出張所跡施設は、地域の皆さんからご意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて検討し、高齢者相談センター支所を整備する方針としました。</p>	
157	<p>出張所廃止の理由として、証明はコンビニでもとれるとあるが情報管理面で問題があるのではないか。また、障害者へのフォローなどもできなくなるのではないかと。</p>	<p>区では、出張所で行っていた証明書の交付や税などの収納をコンビニや郵便局で実施するなど、利便性を高めてきました。その結果、出張所を廃止することとしました。コンビニ交付は、厳格なセキュリティ対策が講じられており、区としても日頃からシステム面と運用面からセキュリティ対策を厳格に実施しています。コンビニ交付では、申請者本人が機器を操作し、申請から交付まで他人の目に触れず手続きを行うことができます。</p> <p>また、機器の操作画面が可動式になっており、車椅子の利用者に使いやすい工夫が施されている機器も導入されています。</p>	
2 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備			
158	<p>病床確保の課題について計画に述べられていないのはおかしい。</p>	<p>病床の確保については区の重要課題であり、みどりの風吹くまちビジョンや区政改革計画にも位置づけ、取組を進めています。その1つとして、今回、高野台運動場用地を活用した病院整備を提案しているものです。</p>	
159	<p>高野台に病院を誘致するプロジェクトがあるが、今回の計画でどれだけ大規模病院を整備する予定があるか。</p>	<p>公共施設等総合管理計画では高野台運動場の活用による病院整備のみ示しています。区ではこの他にも、みどりの風吹くまちビジョンに基づき、順天堂練馬病院の拡充、練馬光が丘病院の改築、大泉学園町の回復期リハビリテーション病院整備などに取り組んでいます。</p>	
160	<p>高野台運動場の廃止は寝耳に水だ。このプロジェクトは決定なのか。ここを廃止するに至った経過を知りたい。</p>	<p>平成28年度、公共施設等総合管理計画(素案)の検討の中で、高齢化の進展に伴う医療需要の増大、石神井町福祉園の老朽化と利用ニーズの増大等の課題に対応するため、高野台運動場用地の活用について検討してきました。</p> <p>これらの喫緊の課題に対応するため、活用素案をお示したものです。</p> <p>今回いただいたご意見やパブリックコメントなどを踏まえ、計画を策定します。高野台運動場の廃止は、議会の審議を経て決定します。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
161	「相対的に需要の低い施設は廃止」とあるが、高野台運動場の廃止については、スポーツ施設の需要が低いとは思えない。	高野台運動場は三方が住宅に囲まれ野球場は狭小で、庭球も施設が老朽化しています。その改善には多額の費用を要し、敷地が不十分であることに変わりなく、今後の施設の充実は困難です。 一方、高齢化の進展に伴う医療需要の増大、石神井町福祉園の老朽化と利用ニーズの増大等が課題となっています。 これらを総合的に勘案して、高野台運動場を廃止し病院と福祉園を整備することをご提案したものです。 スポーツ施設については、現在、大泉学園町希望が丘公園運動場庭球場へのナイター設備の新設による利用枠拡大や、北大泉野球場のフェンス高上げによる利用用途の拡充を進めています。 今後、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設、大泉学園町希望が丘公園多目的運動広場の拡張に取り組むなど、引き続きスポーツ施設の充実に努めていきます。	
3 地域施設(児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所)の再編			
162	練馬には児童館が少ない。	児童館の他に、地区区民館、厚生文化会館にも児童館機能があります。 今後改修等にあわせて、地域バランスや交通便利性などを考慮し、適切に配置します。 また、ねりっこクラブを全小学校に拡大することで、全ての小学生に安全な放課後等の居場所を確保します。	
163	児童館は中高生、乳幼児向けサービスに特化するとあるが小学生の居場所としての機能は縮小するのか。	「児童館の機能の見直し」については、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させる内容のものです。	
164	現在の児童館の施設内容は体格の大きい中高生に対応できるのか。	バスケットや卓球などスポーツ設備が充実した児童館、ドラムがありバンド練習ができる児童館など、各児童館の特色を活かした運営により	
165	現在の児童館を中高生の居場所とするには小さすぎるのではないのか。	中高生事業を充実します。	
166	中高生は7時過ぎまで部活をしていることも多い。居場所としての児童館は何時までを想定しているのか。	児童館の利用時間等、運営の詳細については、今後検討していきます。	
167	近隣の自治体の例をみても、児童館の機能転換により小学生が締め出されている現実がある。練馬でもそのようなことがないようにしてほしい。	ねりっこクラブの拡大により、小学生が学校で充実した放課後を過ごせるようにする取組を進めていますので、児童館等の小学生の利用は少なくなります。それにあわせて、子育て支援として乳幼児と保護者の交流の場、中高生の居場所などの機能を充実します。 児童館から小学生を一切排除するということはありません。	
168	児童館を乳幼児、中高生の居場所としているが、ねりっこクラブは民間事業者を管理者において運営しており、地域社会との隔絶が懸念される。乳幼児期に児童館へ行き、小学生時は小学校へ行き、中高生になったらまた児童館へ戻ることができるのは器用な子供だけではないか。児童館へ来る子供は器用ではない子供が多いと思われる。	ねりっこクラブは学童クラブと学校応援団ひろば事業の機能と特色を維持しながら、事業を一体的に運営するものです。ねりっこクラブに移行しても、地域の方々の協力の下で引き続きひろば事業を行うなど、地域とのつながりを大切に事業運営を行っています。 なお、「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させる内容のものです。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
169	リーディングプロジェクト3について、ねりっこクラブは小学生の居場所を学校内に確保することをイメージしているが、低学年はともかく高学年の児童が本当に使うのか。	ねりっこクラブは、学校の施設を活用し、すべての小学生に放課後等の安全で充実した居場所を提供する事業です。ねりっこひろばは、これまでの学校応援団ひろば事業と同様に、地域の皆さんの協力の下、実施しています。ひろば事業は放課後だけでなく、長期休業中も実施します。高学年児童の利用は引き続きあると考えます。	
170	小学生の居場所を家庭以外すべて学校としてしまうのはいかがなものか。	ねりっこクラブは、保護者の就労状況などに関わらずすべての小学生に安全で充実した放課後等の居場所を確保するため、これまでの「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものです。利用を強制するものではありません。 また、「児童館の機能の見直し」は、利用対象者を限定するものではなく、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させるものです。	
171	現在の児童館にはとても能力の高い専門職がいる。最近は課題をかかえた小学生の対応が必要となっている。ねりっこクラブでは専門的な対応ができないのではないか。	ねりっこクラブにおけるねりっこ学童クラブには区立学童クラブ同様に有資格の放課後児童支援員を配置し、ねりっこひろばでは、これまで同様に、地域の方々の協力の下、事業を行っています。 さらに、区職員がコーディネーターとして、事業運営の支援を行っています。 こうした事業体制の中で、課題を抱える子どもたちにも対応しており、必要に応じて関係機関と連携するなど、対応を図っています。	
172	地域集会所や敬老館はなくなってしまうのか。	敬老館は、今後改修・改築等の機会を捉え、世代にとらわれず広く地域の区民が交流でき、高齢者の相談や介護予防事業を行う場として、機能の転換を図る方針です。また、地域の活動・交流の場を提供する地域集会所の機能は引き続き必要と考えています。 施設をすぐに廃止するわけではなく、耐用年数まで大切に使いながら、地域の施設が将来を見通してどうあるべきかを考えて再編を進めていきます。	
173	新たな地域施設は、地域住民の自主活動の場として重要な施設となる。また、地域の核となる人との連携などが重要であり、今後具体化に向けて様々な意見が出るとされる。区の考え方の広い周知と意見募集についてどう考えているか。	説明会以外にも地域に出向いて説明する機会を設けていきたいと考えています。 新たな地域施設は、計画にお示した考え方をベースに、利便性や地域の施設の状況なども踏まえて具体化を検討していきます。 既存施設を全て現状のまま維持することは困難であるため、区民の皆さんのご意見を伺いながら必要な機能を備える再編を検討します。	
4 旭丘小、小竹小、旭丘中の統合、再編			
174	小中一貫教育校について、どういう考えで小竹小を旭丘小側へ寄せるのか。	旭丘小学校と小竹小学校の学区を合わせると旭丘中学校の学区になります。 新たな小中一貫教育校は、予定している学区のほぼ中間に位置する旭丘小学校・旭丘中学校の跡地に整備したいと考えています。	
175	廃校により削減された経費は何に使われるのか。	教育・子育て支援の充実をはじめ、区民サービス向上に取り組みます。	
176	小竹の森音楽祭など小竹小に関わる活動を生きがいとしている人への対応はどうするのか。	小竹小に限らず、小中学校は地域の皆さんのご協力のもとで運営しています。また、地域での自主的な活動の場となっています。地域の皆さんのご意見を伺いながら、適正配置の後も引き続き地域の拠点としての機能を果たせるよう検討していきます。	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
177	旭丘小、中、小竹小の計画は何年度を目途に実施するのか。	現在、地域への説明を実施している段階で、具体的スケジュールは未定です。	
<b>「第三章 施設種別ごとの方針」について</b>			
<b>総合福祉事務所</b>			
178	総合福祉事務所は、高齢者相談センター、保健相談所等と連携してネットワーク型の支援を進める中心となる。福祉施策についてどういったビジョンを持っているか。	総合福祉事務所は保健相談所や高齢者相談センター等とより一層連携を深めて支援を行っていけるよう検討しています。	
<b>保育園</b>			
179	保育園の種別ごとの方針にある、「委託や民営化の計画と整合を図りながら改修・改築を実施」、「設備仕様の標準化」というのは、どういう意味か説明してほしい。	委託等と改修・改築のスケジュールの調整を図ります。また、改修・改築の工期短縮やコストの削減を図るため、保育園の設備について標準的な仕様を定めます。	
<b>子ども家庭支援センター</b>			
180	子ども家庭支援センターは非常勤職員が多く、虐待対応の体制が薄い。児童相談所の移管も踏まえて体制強化をするべきだ。	児童相談行政は児童相談所だけで完結するものではなく、幅広い関係行政機関や児童福祉施設と一体で機能しています。また、相談には、高度な専門性が必要となります。加えて、児童を処遇する一時保護所や児童福祉施設は、広く都内に分散しています。このため、児童相談業務は、設置主体が都や区のいずれであっても、広域的な対応が不可欠であり、これをどう確保するかが、最大の課題です。練馬区としては、児童相談体制の充実こそが重要であると考えます。東京都と連携し、相談体制の強化に取り組んでいきます。	
181	23区が児童相談所を設置できるようになった現在、児童相談所についてどう考えるか。また、子ども家庭支援センターとの連携をどう考えるか。	児童相談行政全体がどのようにあるべきかを検討して進めていきます。都との協議が十分に進んでおらず、児童相談所だけを早急に設置することは考えていません。現在の仕組みの中で都と連携したモデル的事業も検討していきます。	
<b>小学校、中学校</b>			
182	学校は地域の拠点、文化の拠点なので、敷地をもっと増やしてほしい。	学校は可能な場合は敷地を拡大し、必要な機能を確保できるよう努めています。本計画は、単に学校を減らす計画ではなく、課題がある中でどう対応するかの方針を示す計画です。	
<b>都市インフラ編</b>			
183	都市計画道路整備における区の負担はどれくらいか。	整備費用には、国の社会資本整備総合交付金や都の都市計画交付金が交付されます。残る経費を区が負担する形となっていますが、区負担分の全額について特別区財政調整交付金が交付される仕組みとなっています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
184	用地買収により転居を強いられ、困っている人もいる。必要ない道路は整備すべきでないのでは。道路整備については住民の意見をよく聞いて進めてほしい。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。第四次事業化計画では、学識経験者の意見を踏まえて定めた15の検証項目により、あらためて都市計画道路の必要性を検証し、区内の都市計画道路はすべて整備が必要であると確認しました。 都市計画道路の整備に際しては、地域の方々へ丁寧な説明とともに意見を伺いながら、事業推進に努めていきます。	
185	幹線道路だけではなく密集住宅地の道路整備等を進めるべき。また、区営住宅も必要だ。	密集住宅地については、江古田北部地区、北町地区、貫井・富士見台地区の約170haにおいて密集住宅市街地整備促進事業による道路整備等を行い、防災性の向上を図っています。 区営住宅は20団地798戸あり、増設の予定はありませんが、予防保全的な改修を計画的に進めて建物の長寿命化を図ることで、施設を効率的に活用していきます。	
186	土日に公園に昼間誰もいない。	公園はさまざまな人々が利用できるよう整備をしていますが、制限が多いとの声もいただいています。一方、こどもの森やキャッチボールができる公園など、特色のある公園も整備しています。今後も、地域の声を聞きながら、区内外から多くの人々が訪れたいような魅力ある公園を整備していきます。	
187	公園に人がいないなら、他の場所からバスで連れて来ようようなアイデアを区民が出さないといけない。	地域の声を聞きながら、区内外から多くの人々が訪れたいような特色のある魅力的な公園を整備していきます。	

## その他

### < 計画全般について >

188	練馬は何をウリにしていくのか、大きな理想を掲げるべきだ。	練馬区は都心に近い利便性とみどり豊かな環境が両立する良好な住宅都市です。素案では、この特徴を活かし、ポテンシャルをさらに引き出すよう、みどりと融合したまちの魅力向上など、まちづくりと一体的に施設の整備を進めることを区立施設マネジメントの目標として掲げています。	
189	自治体の方向は、インフラに投資するか、子どもに関わる施策に投資するかによって変わる。今回の計画では後者への投資より、前者への投資を重視するように見えるが、自治体としては後者への投資を重視するべきだ。	区では、みどりの風吹くまちビジョンに基づき、総合的に政策を展開しています。福祉・医療など現在の区民ニーズに応えるとともに、子育て支援、教育、都市基盤整備など、将来への投資を着実に進めます。	
190	区民の自主的活動の場が減っていく計画だとの印象を受ける。	本計画は、単に施設の総量削減、コスト削減のみを目指すものではなく、区民の皆さんの豊かな生活を支えるため、必要なサービスを提供しつつ持続可能性を確保することを目的としています。 引き続き区民の自主活動・交流の場を提供していきます。	
191	希望がない計画との印象を受ける。	本計画は、単に施設の総量削減、コスト削減のみを目指すものではなく、区民の皆さんの豊かな生活を支えるため、必要なサービスを提供しつつ持続可能性を確保することを目的としています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>&lt; 計画の進め方、周知方法等について &gt;</b>			
192	今回の計画は内容があまりにも多岐にわたっており、この施策を進めるのであれば区長選挙を実施し、区民の真意を問うべきだ。	公共施設の維持・更新については区政改革の重要な課題として検討を進めてきました。 まず、27年12月、区政の改革に向けた資料において、データに基づき現状と将来見直しをお示しし、区内6会場で練馬の未来を語る会を開催して476名の方にご参加いただくとともに、区民意見反映制度によりご意見を伺いました。 28年5月に公表した区政改革計画素案では、施設のあり方の見直しの方向性を示し、練馬の未来を語る会、説明会等の実施により、幅広くご意見を伺いました。	
193	多くの内容が一気に提案されており、住民不在で乱暴な進め方だと感じる。	28年5月に公表した区政改革計画素案では、施設のあり方の見直しの方向性を示し、練馬の未来を語る会、説明会等の実施により、幅広くご意見を伺いました。 区議会、区民の皆さんのご意見を踏まえて10月、公共施設等総合管理計画素案を取りまとめました。計画素案についても説明会の他に区民意見反映制度、関係団体への説明、区政モニターアンケートなど多様な手法により広く区民の皆さんのご意見を伺っています。	
194	区民生活に密接にかかわる計画にもかかわらず、説明会参加者が少ない。今後どのような周知を行っていくのか。	今後、実施計画の検討や個別の施設の取組にあたっては、区議会、区民の皆さんのご意見をお聞きしながら検討を進めます。	
195	区民のいろいろな意見をしっかり聞いて、取り込んで良い方向に持って行ってほしい。	素案について説明会を開催するとともに、区民意見反映制度の実施、関係団体等への説明、区政モニターアンケートなど様々な方法で区民の皆さんのご意見を伺っています。今後、実施計画の検討や個別の施設の取組にあたっては、区議会、区民の皆さんのご意見をお聞きしながら検討を進めます。	
196	施設を作れば劣化するの当たり前。作った時から劣化を踏まえて計画的に改修すべきだった。	区は平成18年度から改修改築計画を策定し、計画的に維持・更新を進めてきました。 本計画は、人口急増期に整備した施設の老朽化が進み、一斉に更新が必要となる時期が到来することから、今後の総合的な施設マネジメントの方針を示すものです。	
<b>&lt; その他 &gt;</b>			
197	パブリックコメントの期限11/21までは短すぎる。それまでに意見がまとまらない人もいるはずだ。	パブリックコメントは意見募集期間を1か月設けました。それ以降もご意見は随時お受けします。	
198	練馬の未来を語る会では、練馬区は人口が増えている自治体であるとの説明があったが、本日の資料ではやがて減少するとある。データは科学的に検証されているのか。	区が平成27年12月にとりまとめた「練馬区人口ビジョン」の人口推計は、直近の住民基本台帳人口の推移に基づき、国などの推計で用いられる手法(コホート要因法)により実施しました。 平成29年1月1日の人口を基準として改めて人口推計を実施したところ、平成39年をピークに人口が減少していく結果となっています。	
199	練馬区の人口が減らない理由は何か。	区の人口増の要因は、主に、転入が転出を上回る「社会増」によるもので、中でも、若い世代の転入が多くなっています。区の子育て支援策の充実もその要因となっていると考えています。	
200	ゆめりあホールの抽選倍率が高くてなかなか利用できない。また、小竹地域には体育館やプールが少ない。このような施設も充実してほしい。	練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホールについては、平成29年4月から、区民および区内団体を優先とした抽選会を実施します。 体育館およびプールについては、現時点で新たに整備することは困難です。スポーツ施設の充実については、今後も機会をとりながら取り組んでいきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
201	大きな音を出せないなど、若い人が使いにくい施設が多い。	利用者や地域の皆さんの声を伺いながら、施設の適切な運営や設備のあり方を検討していきます。	
202	町会などが利用できる施設が足りない。	町会などが利用できる施設として地区区民館や地域集会所などがあります。地域住民の自主的活動・支援の場として引き続き機能を確保していきます。	
203	区報の「5階の窓から」におけるキリギリスに関する表現は区民を虫けら扱いしていて問題がある。	当該表現はイソップ寓話になぞらえ、区長の自身への自戒の言葉として使用したものです。	
204	光が丘団地の空きスペースに事業者を入れるのは光が丘の将来によくない。ルールがあってやっているのか。	光が丘団地は、従来、一団地の住宅施設の都市計画により、建設当時の利用用途に制限されてきました。現在は、一団地の住宅施設の都市計画は廃止され、地区計画により利用用途に関するルールを定めています。地区計画では、住宅地区での店舗による利用を制限していますが、地区計画の目標と方針に適合するもので、第三者機関である建築審査会の同意を得て、許可を受けた際には、店舗等の利用も可能としています。	
205	JKK、URの空きスペース活用は、事業者の問題とせず、区としてまちづくりの観点から相応しい活用がなされるよう要望してほしい。	従前利用者が退去した空室の活用方法は、各事業者の判断となりますが、地域の皆さんの要望があればJKK、URへ伝えていきます。	
206	区外からお金を落とす人が来てくれるような施設が必要。例えば運動施設を整備し、そこで怪我をした人がリハビリをできるような施設を。	民間と公の役割分担を踏まえ、施設のあり方を検討していきます。	
207	光が丘の地区計画は若い世代を呼び込むことも目的としていたはず(例:アオバインターナショナルスクール誘致等)。どういったら若い世代を呼び込めるか区の人口政策として考えてほしい(例えば、港区の家賃補助の政策のような。)	区では、みどりの風吹くまちビジョンに基づき、総合的に政策を展開しています。福祉・医療など現在の区民ニーズに応えるとともに、子育て支援、教育、都市基盤の整備など、ソフト・ハードの両面にわたり将来への投資を着実に進め、子どもを産み育てやすく、未来に向けて成長するまちを目指します。	
208	五輪や築地市場移転等は、利権が絡んでいるように見える。区はそのようなことのないように税金を使ってほしい。	区が発注する工事等の契約は、法令等に基づき厳正かつ公平に行っています。	

## 6 関係団体への説明会等にて寄せられた意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応 区分
<b>区立施設編</b>			
<b>「維持・更新の方針」について</b>			
209	施設の耐用年数を80年としているが、デイサービスセンターについても同様か。	維持・更新の方針では、長寿命化に適するものは、目標使用年数を80年としています。デイサービスセンターについても区所有の施設については、本方針に基づき、個々の施設の老朽化の状況を踏まえ維持・更新をしていきます。	
210	改築の際は原則として現状以下の規模で整備とあるが、縛られないほうがよいのではないか。	個々の施設の必要な機能は維持しつつ、共用できるものは共用し、最小限の規模で整備できるよう検討します。	
211	学校施設の標準化とあるが、施設の特徴をどうつくるかという考え方が基本に置かれるべきではないか。	デザインを全て統一することではなく、備えるべき機能の一定の基準と考えています。	
212	地域施設は、障害のあるなしにかかわらず、利用しやすい施設にしてほしい。	区立施設は、改築等にあわせて、だれもが快適に利用できるユニバーサルデザインの施設とし、区民の利便性を高めていきます。	
213	「大規模改修を区の負担で実施するということから事業団が主体的に行い区が支援する方式へ移行することを検討する」とあるが、どのようなスケジュールで行うのか。	平成28年度、建物の劣化等の調査を委託しており、年度末にその結果が出る予定です。そのため、具体的な改修箇所や費用負担等についての検討については平成29年度以降になりますが、平成28年度から課題の整理等を進めています。	
214	特別養護老人ホームは休館日等がない施設であり、すでに不具合等が生じている箇所もある。計画の中で大規模改修の実施年数の目途が示されているが、施設の特異性や具体的な劣化状況等を考慮していつどのような改修を行うかを協議できるのか。	施設の特異性や現状の劣化状況等を踏まえた上で、今後の改修の内容や時期、区の支援内容等について検討します。	
215	ねりま第2事業所の移転は決まったことなのか。	建物の老朽化から移転の必要性があり、方法や時期等について、通所している利用者が困らないように、事業者と十分に協議しています。	
<b>「運営の方針」について</b>			
216	民間事業者の専門性と経験を尊重して、それが発揮できるようにしてほしい。その結果として、全体の効率性が図られるよう、最適の選択をしてほしい。	事業の委託や指定管理者制度の導入により民間事業者の活用を図ってきました。利用者等や障害者団体、自立支援協議会、事業者等に意見を伺いながら、運営形態、より良い運営方法について検討します。	
217	福祉園、こども発達支援センター、心身障害者福祉センターが、これから運営方法の見直しの検討の対象になるのか。	利用者の使いやすさ、サービスの向上のために、全ての施設において運営形態、運営方法について検討します。	
218	心身障害者福祉センターについて、どの業務を委託するのか教えてほしい。	既に中途障害者支援事業の一部を委託しています。今後、委託の運営実績を考慮し、現在直営で行っている業務への委託の拡大等を検討します。	
<b>「適正負担の方針」について</b>			
219	施設使用料を上げても施設を維持するように考えてほしい。	本計画は、単に施設の削減やコスト削減を目指すのではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設を実現していくことを目標としています。 なお、「適正負担の方針」でお示すように、施設の使用料については、運営にかかる費用の実態のデータを公表し、区民の皆さんの意見をお聞きしながら検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
220	地域施設の利用者の年齢層が高くなる傾向にあるため、免除制度の対象年齢を引き上げる等の対策を検討するべきである。	区立施設の維持運営等の経費は、区民全体が負担する税金と、施設を利用する方が負担する使用料などで賄われています。 高齢者が地域で自主的に介護予防活動に取り組めるようにするためには、公共施設利用について、一定の配慮が必要だと考えます。一方で、若い世代等との負担の公平性の観点から見直すべきとのご意見も寄せられています。 今後、区立施設使用料の算定方法や減額・免除制度などについて、施設を利用する人とならない人の「負担の公平性」や、税金(公費)と使用料(利用者負担)との負担割合、また、高齢者などの施設利用状況や介護予防のあり方など、様々な視点から検討します。	
221	地域集会施設の施設使用料が町会会館等の施設使用料と比べ、安価なため、町会会館等の利用率が低くなり、困っている。そのため、地域集会施設の施設使用料の値上げを検討するべきである。	町会会館等の施設使用料が地域集会施設の施設使用料と差がある実態は把握しているため、その状況も踏まえ、今後の使用料のあり方を検討します。	

### リーディングプロジェクトについて

1 出張所の廃止と別機能への転換			
222	出張所が無くなった後、地区区民館に地域の窓口となる仕事が入ってくるのではないかと。	地区区民館は、地域の皆さんの交流の場であり、窓口として区行政への相談等が寄せられることがあります。その際は、適切な関係部署につなげられるようにしていきます。	
2 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備			
< 病院について >			
223	順天堂練馬病院が近くにあるのに、なぜ高野台運動場に病院誘致なのか。	高野台運動場用地を活用して誘致を検討している病院は、回復期・慢性期の病院です。急性期に対応する順天堂練馬病院とは機能が異なります。	
224	病院の機能として、障害者医療やリハビリはないのか、是非整備して欲しい。	急性期を脱した方の回復期のリハビリテーションに対応した病院を誘致する予定です。障害者医療に対応できるかは、運営事業者の判断となります。	
225	精神障害における急性期への対応ができる病院なのか。 新しい病院は、精神障害者にも対応し、地域生活支援拠点の一角として機能できるとよい。	高野台運動場用地に誘致する病院は、回復期・慢性期の医療を担うことを想定しています。精神症状における急性期への対応は、考えていません。 地域生活支援拠点は、練馬区障害者地域自立支援協議会で、その機能の協議をしていきます。	
< 福祉園について >			
226	高野台運動場跡地に福祉園が建てられる可能性はどのくらいか。	区としては、区民の皆さんのご理解をいただき進めたいと考えています。	
227	移転先の福祉園にはプールや入浴施設を付けてほしい。	施設の整備内容については、運営事業者の提案をもとに、事業者と話し合っていきます。	
228	現在の石神井町福祉園は、身体を動かすスペースがなく、園外に出かけている。雨天時も活動できる部屋を整備してほしい。	現施設は、保育園の転用であり、他施設と比べて設備が十分とは言えません。高野台運動場に移転する施設において整備を検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
229	移転後は、職員が全員代わるのか。	高野台運動場用地の民設民営の福祉園の整備方法は、利用者が困ることのないよう、職員体制にも配慮して検討します。	
230	運営法人が変わる可能性はあるのか。	高野台運動場用地の民設民営の福祉園の整備方法は、今後の検討となります。公募する場合は、現在の運営法人も応募できます。	
231	高野台にできる福祉園に宿泊できるような整備はできないか。	施設の整備内容は、事業者から提案を受ける必要があります。宿泊施設等を整備すると、通園施設の定員を減らさなくてはならないなど課題があります。	
232	高野台運動場跡地に福祉園が開設できなかったらどうするのか。	定員拡大の必要性を踏まえ、高野台運動場用地での整備をめざしていきます。近隣、高野台運動場利用者の方々のご理解が得られるよう努めていきます。	
233	直営の福祉園は、そのままなのか。見直しはしないのか。	全ての施設において、利用者の使いやすさ、サービスの向上のために、運営形態、運営方法について検討します。	
234	高野台運動場跡地利用では、障害者団体等の意見を吸い上げる場を作りたい。	福祉園の整備については、練馬区障害者地域自立支援協議会などで、ご意見を伺っていきます。	
235	医療的ケアが必要になったからと言って、必ず高野台の福祉園等へ移籍しなければならないのか。 民設で開設するのなら、利用したいと思うが、先日の西武線のストップによる通所バスの往生など、長時間乗車は困難である。 通所先の区域割りについて区の考え方はないのか。	医療的ケアが必要となった場合も、安全安心に過ごすことができるよう、移籍等を含め、ご本人やご家族の意向を伺い丁寧に支援していきます。 利用者各々の事情から、一律に福祉園の区域割りを実施することは難しさもありますが、災害時対応の面からも長時間乗車を解消したいと考えています。	
<グループホームについて>			
236	現在の石神井町福祉園用地に誘致する重度障害者グループホームの開設時期はいつになるのか。	高野台運動場の廃止が決定された場合に、福祉園の移転・改築後、更地にしてから建設に取り掛かることとなります。	
237	障害者の住まい方調査の結果はどのように周知されるのか。	平成28年10月17日が回答の締切です。集計結果を取りまとめ、平成29年度に報告する予定です。	
238	グループホームの定員は何名か。	平成28年度に実施した障害者の住まい方調査の結果をもとに、土地の形状等も含め検討します。10室以上を目指します。	
239	医療的ケアを要する利用者や重度障害者対象のグループホームも必要だが、設備に費用がかかると思う。 軽度障害者対応のグループホームはあるが、むしろ重度の知的障害や行動障害のある利用者(中間層)のニーズが多いと思うので、積極的に整備してほしい。	重度障害者のグループホームは、区分5,6の方を想定していますが、必ずしも医療的ケアを要しているとは限りません。行動障害の強い方も対象者と想定しています。	
240	行動障害のある障害者向けのグループホームを作りたい。		
241	重度グループホームやショートステイには、看護師が配置されるのか。	地域生活支援拠点としての機能を持つ予定です。訪問看護師利用等の工夫を含め、看護師の配置については今後検討していきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
242	石神井町福祉園跡地の重度グループホームは、アクションプランの10床を指すのか。	重度グループホームは既に10床を整備していますが、引き続き検討が必要であると考えています。平成28年度に実施した住まい方調査の結果を踏まえ、今後の整備目標を検討します。石神井町福祉園跡地については、高野台運動場の活用による福祉園の移転が可能となった場合を前提に活用を検討します。	
243	グループホームの運営に関して、区はどのように指導するのか。	事業所指定や指導は東京都が行いますが、公有地を使って誘致するため、プロポーザルによって選定し、責任をもって事業運営するよう支援していく必要があると考えています。	
244	入居者の選定に区は関与するのか。	民設民営の施設は、入居者の選定は、原則、事業者の裁量となりますが、公有地を活用するため、一定の関与は想定しています。	
245	今回の計画では、高野台運動場の跡地に病院ができるとのことだが、医療的ケアを要する障害者の短期入所はできるのか。	高野台運動場用地に誘致する病院は回復期・慢性期の医療を担うことを想定しているため、障害者の短期入所先とはなりません。医療的ケアのある方の短期入所先が少ないことは認識しています。今後、どのような形で対応できるか検討していきます。	
246	医療的ケアがある場合、短期入所は2カ月前の予約以外利用できない。区として緊急一時の利用等はどのように考えているのか。	今回の計画については、民間事業者の提案を活かして取り組んでいきたいと考えています。ただし、看護師の確保等、難しい状況があります。医療的ケアのある方の短期入所先が少ないことは認識しています。今後、どのような形で対応できるか検討していきます。	
247	石神井町福祉園跡地のグループホームにバス送迎を付けてほしい。	石神井町福祉園の跡地の利用は、福祉園が高野台運動場用地へ移転ができた場合に、送迎も含めた運営方法について、通所に関わる事業者等と検討していきます。	
248	民営に反対するわけではないが、重度の障害者が使えず、親が悲しむことのないよう願う。現在、ショートステイを探しても断られている。	重度障害者のショートステイ先が少ないことは認識しています。地域生活支援拠点では、緊急の方や重度の方も受け入れる場にしていけるよう、指導・助言していきます。	
249	石神井町福祉園跡地は、グループホーム10床よりも余裕があるように見える。できるだけ多くの人が使えるようにしてほしい。	障害者の住まい方に関する調査を基に、土地の形状等も含め検討します。10室以上を目指します。	
250	母親たちで重度グループホームを創設し運営している。看護師など人材の確保が大変で、運営が安定しない。看護師の雇用について加算などのサポートがほしい。	平成29年度から、看護師等の職員を配置したグループホームへ人件費を補助します。安心安全に暮らせる場となるよう、区としてできる支援を行っていきます。	
251	重度グループホームの対象者について、障害程度区分5か6との説明を受けた。同じ区分でも本人の状態は多様であり、親が中心となるNPOでは設立や運営が難しい。しっかりとした社会福祉法人の力を活用してほしい。	障害支援区分5、6以外の方でも、行動障害がある等の理由で、今まで利用に至らなかった方も想定しています。区有地を活用して整備するにあたっては、区が一定の条件を示して公募し、応募事業者の提案を十分審査して適切な運営ができる事業者を選定することを検討します。民間団体からは、グループホームの設立や運営について、土地や人材の問題等、様々な声が寄せられています。こうした声を踏まえ、民間の力を活用しながら進めていきます。	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
252	石神井町福祉園跡地のグループホームで、相談支援等を行うとのことだが、福祉園でも相談支援ができるとよい。大きな拠点が1ヵ所あるよりも、近くに数多くあることを望む。	現在のところ、既存の福祉園における相談支援事業は考えていません。 すでに、障害者地域生活支援センターや民間の相談支援事業所があります。今後も、相談支援事業所の整備に取り組みます。	
253	石神井町福祉園跡地にできる重度障害者グループホームには、聴覚障害者は入れるのか。団体の要望は、受けてくれるのか。	グループホームの入居者は、現時点では未定です。今後、練馬区障害者地域自立支援協議会などで意見を伺っていきます。	
254	重度障害者グループホームを是非進めて欲しい。石神井町福祉園の定員増も、今後の通所先確保の観点から、良い計画だと思う。計画に期待している。	近隣、高野台運動場利用者の方々のご理解を得られるよう努め、計画を進めていきたいと考えています。	
255	高野台運動場の利用者から反対の声が上がっている。		
<b>3 地域施設の再編</b>			
256	地域施設が中学校区に1施設だと、地域によっては、非常に広い範囲になるため、よく検討するべきである。	改築等の機会をとらえ、徐々に機能の転換と再配置を進めていきたいと考えています。地域の皆さんのご意見をお伺いしながら、既存の施設の配置状況や交通利便性などを考慮して検討します。	
257	地域によって、状況が異なるため、全地域統一という考え方はせず、地域の人と良く話し合って計画を進めるべきである。		
<b>4 旭丘小、小竹小、旭丘中の統合、再編</b>			
258	小中一貫教育については通学区割を考え、保護者、地域の意見を聞いてほしい。	現在、小中一貫教育についてはすべての小・中学校で実施しています。連携・協力する学校の組み合わせについては、主に小・中学校の学区区域を基準にしています。 小中一貫教育を進めるにあたっては、保護者や地域からのご意見も参考にしていきます。	
<b>「第三章 施設種別ごとの方針」について</b>			
<b>男女共同参画センター</b>			
259	男女共同参画センターのあり方について、全体の統廃合計画の中で練馬区所有の施設として成り立つように考慮していただきたい。	男女共同参画センターについては、利用している皆さんをはじめ関係者のご意見を尊重しながら、今後もより利用しやすい施設のあり方を考えていきます。	
<b>地区区民館</b>			
260	浴室を廃止にする場合、風呂の入浴券を配布するなどの方法はどうか。	廃止する場合の対応について検討します。	
261	自宅の風呂に一人で入っても何かあった時に怖い。人の目があるときに入りたいという方はデイサービスを利用してはどうか。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
262	利用者が少ないこと、衛生面でも心配なため浴室をやめてほしい。	施設の改修や改築を検討する際に、地域の状況や新たな区民ニーズへの対応などを踏まえ、ご意見を伺いながら、浴室設備の今後のあり方について検討していきます。	
263	浴室について、高齢者の健康問題が管理できない。利用者は特定の人に偏っている。		
264	近くの施設の風呂を廃止すると、近隣の施設に集中してくることになる。		
265	近隣にあった銭湯がなくなった。独居の方は、地区区民館で入ることにより、声をかけあえて安心だということを使っている。浴室を無くさず、継続してほしい。		
266	浴室について、自宅で風呂に入ると、水道代およびガス代がかかる。今後も浴室を利用できるようにしてあげてほしい。		
267	浴室にかかる従事者および職員の労力が過重である。浴室を廃止できれば、従事者の労力を他のところに回していきたい。健康面、衛生面を踏まえて、検討してほしい。		
スポーツ施設			
268	総合体育館の建替えを早く実現してほしい。	改築に向けて、効率的に整備するための事業方式や現在地以外への移転の可能性も含めて検討します。	
269	スポーツ施設について今後も充実に取り組んでいくという区の考えを「10年後を見据えた方針」に具体的に入れるべきではないか。	リーディングプロジェクトの中で、今後実施を予定しているスポーツ施設整備について具体的に掲載し、10年後を見据えた方針にも明記します。	
小学校、中学校			
270	学校、総合体育館などは、夏は暑くても近隣からの苦情があるので開けられないため空調をつけて欲しい。太陽光発電を活用すると思う。	学校体育館への空調設備の設置については、災害等の避難拠点となることを踏まえながら、費用対効果等を十分に検討していきます。総合体育館については、改築に合わせて整備します。	
271	校庭(特に中学校)を夜8時30分まで夜間利用できないか。太陽光発電を活用すると思う。	夜間利用の課題としては、照明の問題だけでなく、特にスポーツをする場合には、音への配慮が日中以上に求められます。学校施設の利用可能時間の変更は、学校長の判断によりますが、近隣への配慮が求められる中で、利用時間を拡大することは難しい面があります。	
その他			
< 計画の進め方、周知について >			
272	説明会の在り方について、これから社会をつくる世代が関心を持ち、参加できる説明会の時間、方法等も考えて欲しい。	説明会のほか区報特集号やホームページで公表しました。また、区政モニターアンケートを実施する等、様々な手法で意見を伺っています。説明会の時間帯、方法等については、ご意見を参考に検討します。	
< その他 >			
273	大江戸線延伸による商店街等への影響も考慮した計画としてほしい。	新駅予定地周辺では、大江戸線延伸を見据え、駅前広場の整備や生活を支えるサービス施設の立地促進、公共施設の集約化など、新たな拠点づくりを検討します。現在、町会・商店会などの方々をメンバーとしたまちづくり協議会を開催するなど、地域の方々とまちの将来像について話し合っています。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
274	主要駅(練馬、石神井公園、大泉学園、桜台、平和台、小竹向原など)の駅、または駅近隣の高架下や高層マンション、学校に駐車場を備えたスポーツ施設や保育園、児童保育施設をつくり、働きやすい区民サービスやスポーツしやすい環境づくりをしてほしい。	民間事業者の誘致も含め、区民ニーズに応える施設の充実に引き続き取り組んでいきます。	
275	練馬区の総人口の推移が、全国や東京都の人口減少率に比べ、5%と低い理由が記されていない。算定根拠の概要もしくは、算定根拠資料などは記すべきではないか。	公共施設等総合管理計画に掲載している人口推計は、平成25年から平成27年の住民基本台帳人口の動向に基づき推計したものです。練馬区では、転入者が転出者を上回る状況が続いているため、人口減少率が全国に比べて緩やかになっています。案の作成にあたり、平成29年1月1日の人口を基準に、過去5年の推移に基づく推計を実施し、記載を修正します。	
276	平成21年度に改修・改築工事が多かったのはなぜなのか。今後の計画策定にあたり、何らかの変動要因を想定した計画となっているのか。	学校施設の耐震化に集中的に取り組んだこと、大規模な区民利用施設の改修が重なったこと、等の要因により工事費が多くなっています。平成29年度に実施計画の検討に着手し、社会状況等も考慮しながら適宜ローリングして取組を進めていきます。	

## 7 高野台運動場用地の活用案に関する説明会にて寄せられた意見と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
病院整備について			
277	手術した後のケアが大切だが、練馬区内では、入院し、リハビリを受ける病院がない実情がある。これから高齢化が進み、病院の整備がより必要になる。病床数の制度改定の時期なら、逃さず計画を進めて欲しい。	急性期を脱した後、そのまま自宅に戻れない患者の受け皿となる病床が不足しています。こうした機能を持つ病床を地域的なバランスも考慮して整備していくことが必要です。平成30年に東京都保健医療計画の改定が予定されており、基準病床の増加が見込まれることから、時機を逸することなく取組を進めていきたいと考えています。	
278	高野台運動場に病院と福祉園を整備するかどうかは別として、急性期病院から転院する回復期病院が石神井地域にない。地域の患者がどこで療養するかは非常に大きな課題である。	急性期を脱した後、そのまま自宅に戻れない患者の受け皿となる病床が不足しています。こうした機能を持つ病床を地域的なバランスも考慮して整備していくことが必要であると考えています。	
279	病院の規模と病床数はどれくらいか。	検討段階ですが、病院用地として7,000～7,500㎡程度、病床数は200床程度を想定しています。	
福祉園の移転・拡充、現福祉園の活用について			
280	石神井町福祉園は、元保育園であり、老朽化しており、リフォームばかり重ねている。建て直した方が良い。今後、大きな災害がきた時を考えると怖い。	石神井町福祉園の老朽化と福祉園の利用ニーズの増大に対応するため、高野台運動場用地を活用して、福祉園の移転・改築を進めたいと考えています。	
281	高野台運動場用地の廃止後、石神井町福祉園の移転および定員増、また、現在の石神井町福祉園の跡地の重度障害者グループホーム等の計画を聞き、重度障がい者を持つ親として、長年の望みが見えることは大きな喜びである。	石神井町福祉園の老朽化と福祉園の利用ニーズの増大に対応するため、高野台運動場用地を活用して、福祉園の移転・改築を進めたいと考えています。石神井町福祉園の用地に重度障害者グループホームの誘致を検討し、地域生活支援拠点とすることを目指します。	
282	素案の発表には、わが子を「親亡き後も、生まれ育ち支援者もたくさんいるこの練馬に終世住み続けさせたい」と願っている重度障害者の親たちは、長年の悲願がやっと実現に向けて動き出したことに大きな喜びと期待をしている。 また、石神井町福祉園の建て替えにあたって定員数の増員は、学校卒業後の通所先不足の解消につながる。	石神井町福祉園の老朽化と福祉園の利用ニーズの増大に対応するため、高野台運動場用地を活用して、福祉園の移転・改築を進めたいと考えています。 障害が重くても地域で生活できる体制の整備に取り組みます。	
283	障害者差別解消法、障害者総合支援法等の施行により障害者が地域で安心して暮らしていけるような共生社会の実現が必要であり、今回の計画を進めてもらいたい。	どんなに障害が重くても、地域で生活ができるよう、施設の整備や障害への理解促進などの必要な施策を進めていきます。	
284	医療的ケアを必要とする者が、安心して生活するために、福祉園やショートステイができることを望む。	医療的ケアが必要な方の受け入れができるような福祉園やショートステイの整備の可能性について検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
285	区内に重度障害者が入居できるグループホームは数か所しかない。入所施設も入れないため、グループホームの誘致に期待している。	石神井町福祉園の用地に重度障害者グループホームを誘致することを検討します。障害が重くても地域で生活できる体制の整備に取り組みます。	
286	重度障害者や親にとって、生活介護施設の老朽化、定員不足の解消やグループホームの整備は、個人や家族、仲間たちの力だけで実現させるのは大変困難である。その様な部分にこそ行政の支援が不可欠だと思う。	重度障害者が地域で生活するために必要な通所先である生活介護施設と居住の場である重度障害者グループホームは、重要であると考えています。運動場の利用者にご理解をいただけるよう努め、障害が重くても地域で生活できる体制の整備、区として必要な支援に取り組みます。	
287	生活介護施設への通所は、重度障害者にとって、何にも代えがたい貴重な社会参加であり、家族だけではどうにもならないことでもある。また、中軽度の障害者を対象としたグループホームに比べて、重度障害者のグループホームの整備は、様々な点で困難があり、立ち上げるには公的支援が欠かせない。今回の素案は、それらに対応するものであり、計画を推進・実現するよう、お願いしたい。		
288	運動場利用者には、不便をおかけするが、代替ができない福祉サービスを利用している重い障害のある区民が、住み慣れた練馬区で安心して住み続けられるよう、特段のご配慮をお願いしたい。		
289	障害者も地域住民である。住み慣れた場所で安心安全を求めた生活を送りたい。そのために、何度も要望してきたグループホーム、緊急一時保護、ショートステイ、相談支援などを総合的に実施する場所は必要であるから、計画案を進めて欲しい。	石神井町福祉園の用地に重度障害者グループホームを誘致することを検討します。重度障害者グループホームと一体で、緊急一時保護、ショートステイや相談支援などを総合的に提供できる地域生活支援拠点とすることを目指します。	
290	石神井町福祉園の用地に整備する障害者グループホームの規模を教えてください。	障害者の住まい方に関する調査を基に、土地の形状等も含め検討します。10室以上を目指します。	
291	石神井町福祉園の跡地に建つ予定のグループホームは、重度障害者も入れるのか。	石神井町福祉園の用地に整備するグループホームは、重度障害者を対象にする予定です。	
防災備蓄倉庫の改築・拡張について			
292	現在の倉庫は建てて50年以上とのこと。東京は色々な災害に弱いし、災害時は混乱する。その為に備えておこうとする備蓄物資の倉庫の場所は必要だし、安心できるので、整備をお願いしたい。	防災備蓄倉庫を改築し、拡張します。	
スポーツ施設について			
293	「相対的に需要の低い機能は廃止・縮小し、生じたスペースは新しい行政需要に応える機能へ転換するなど有効活用します。」と記されているが、高野台運動場は、野球施設も、庭球場も利用率は高い施設であり、相対的に需要の低い機能に該当しない。また、区の説明では老朽化しているとの説明だが、これはテニス愛好者が長年にわたり整備を要求し続けてきたことを退けてきた結果にすぎない。整備要求に対し期待を持たせる返事をしておきながら突然の廃止、「跡地利用」の説明には納得できない。	区としては、これまで高野台運動場に限らず、管理しているスポーツ施設の整備、改修に努めてきました。全ての施設を一度に改修することは困難ですので、施設の状態や状況を踏まえ、順次、整備を行っています。高野台運動場についても、改修の検討をしてきましたが、区の喫緊の課題である医療需要や福祉園の利用ニーズの増大に対応するため、今回、公共施設等総合管理計画(素案)の中で、用地活用の素案をお示したものです。スポーツ施設については、現在、大泉学園町希望が丘公園運動場庭球場へのナイター設備の新設による利用枠拡大や、北大泉野球場のフェンス嵩上げによる利用用途の拡充を進めています。今後、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設、大泉学園町希望が丘公園多目的運動広場の拡張に取り組むなど、引き続きスポーツ施設の充実に努めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
294	高野台運動場を廃止する理由が不十分である。	高野台運動場の廃止を目的とした提案ではなく、区の喫緊の課題である医療需要や福祉圏の利用ニーズの増大に対応するため、活用素案をお示したものです。	
295	高野台運動場は、野球場とテニスコートがあり、利用率が高い。運動場の廃止を代替案なく提案したことについて説明してほしい。	スポーツ施設については、これまで平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。 現在、大泉学園町希望が丘公園運動場庭球場へのナイター設備の新設による利用枠拡大や、北大泉野球場のフェンス嵩上げによる利用用途の拡充を進めています。今後、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設、大泉学園町希望が丘公園多目的運動広場の拡張に取り組むなど、引き続きスポーツ施設の充実に努めていきます。	
296	リーディングプロジェクトには、「高野台運動場用地における病院と福祉圏の整備」とあり、運動場の廃止が前提である。代替案を明確かつ具体的に示す必要がある。	高野台運動場の廃止を目的とした提案ではなく、区の喫緊の課題である医療需要や福祉圏の利用ニーズの増大に対応するため、活用素案をお示したものです。 庭球場については、平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。 今後は、大泉学園町希望が丘公園庭球場のナイター設備の整備による夜間利用枠を拡大するとともに、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設に取り組みます。	
297	テニスコートは単なる廃止案である。高野台運動場から離れた施設の夜間照明設備の設置では、代替施設とならない。	高野台運動場の廃止を目的とした提案ではなく、区の喫緊の課題である医療需要や福祉圏の利用ニーズの増大に対応するため、活用素案をお示したものです。 庭球場については、平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。 今後は、大泉学園町希望が丘公園庭球場のナイター設備の整備による夜間利用枠を拡大するとともに、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設に取り組みます。	
298	高野台運動場に代わるような運動施設の検討はしたか。	スポーツ施設については、これまで平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。	
299	高野台運動場の代替案の具体的な検討状況はどうなっているか。	現在、大泉学園町希望が丘公園運動場庭球場へのナイター設備の新設による利用枠拡大や、北大泉野球場のフェンス嵩上げによる利用用途の拡充を進めています。	
300	高野台運動場に、回復期・慢性期医療の機能を持つ病院の誘致、石神井福祉圏の移転をする必然性があるとすれば、運動場(野球場、テニスコート)の代替案を廃止案と同時に提案すべきである。	今後、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設、大泉学園町希望が丘公園多目的運動広場の拡張に取り組むなど、引き続きスポーツ施設の充実に努めていきます。	
301	高野台運動場の代替案は、石神井や大泉地区に考えてほしい。		
302	スポーツ施設の代替案が示されていない。高野台運動場のプロジェクトを見直すこと。		
303	高野台運動場の代替施設の案を予算化の上、区議会に提案すること。	大泉学園町希望が丘公園運動場の庭球場のナイター照明の設置や、利用用途拡大のための北大泉野球場のフェンス嵩上げ工事、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設、大泉学園町希望が丘公園運動場の拡張に係る経費を平成29年度当初予算案に計上しています。	
304	庭球場に比べ、野球場は狭いし平日の利用率を考えたら廃止も仕方ない気がする。庭球場はオムニコートにすれば、夏の雲公園庭球場以上の利用率になると思う。面数を減らしてもいいので、庭球場を残してほしい。	病院や福祉圏の整備等に活用するためには、高野台運動場全体の敷地が必要となります。庭球場については、平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。今後は、大泉学園町希望が丘公園庭球場のナイター設備の整備による夜間利用枠を拡大するとともに、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設に取り組みます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
305	大泉学園町希望が丘公園は場所的にナイト施設を造っても、利用する人がそんなにいるか疑問である。 ナイト施設を作るのであれば、石神井松の風文化公園の運動場である。また、午後7時から9時までの枠も増やして欲しい。	石神井松の風文化公園については、前の所有者である日本銀行が夜間等を閉鎖して管理してきた経緯があります。公園開設にあたり地域の安全・安心に配慮した管理の在り方について、外部の有識者や地域の皆さんと様々な観点から検討を重ねた結果、8時から19時までを公園の開放時間としています。現時点で、石神井松の風文化公園の開館時間を延長し、庭球場のナイトー利用を実施することは困難です。	
306	高野台運動場の病院等に屋上テニスコートを作ってほしい。	病院の整備は公募により選定した事業者が行いますが、屋上にテニスコートを設置することは、困難と考えます。 庭球場については、平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。 現在、大泉学園町希望が丘公園庭球場のナイトー設備の整備による夜間利用枠の拡大を進めており、今後、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設に取り組みます。	
307	高野台運動場は残すべき。健康のために必要なもので、医療費削減、介護費削減につながるもの。他に替わる土地を見つける努力をすべき。	現在、石神井地域には、高野台運動場以外に病院等の必要面積を確保できる区有地はありません。 スポーツ施設については、これまで平成23年度に大泉学園町希望が丘公園運動場を、平成26年度に石神井松の風文化公園を整備してきました。 現在、大泉学園町希望が丘公園運動場庭球場へのナイトー設備の新設による利用枠拡大や、北大泉野球場のフェンス嵩上げによる利用用途の拡充を進めています。 今後、大泉さくら運動公園内への庭球場の新設、大泉学園町希望が丘公園多目的運動広場の拡張に取り組むなど、引き続きスポーツ施設の充実に努めていきます。	
308	運動施設は、生活している者が気軽にアクセスできるような地理的条件が大切だと思う。	スポーツを楽しめる環境づくりや施設の充実に今後も努めていきます。	
活用計画全体について			
309	高野台運動場を病院と福祉園に使用する計画が具体化したのはいつごろか。	平成28年度、公共施設等総合管理計画(素案)の検討の中で、高齢化の進展に伴う医療需要の増大、石神井町福祉園の老朽化、福祉園の利用ニーズの増大等の課題に対応するため、高野台運動場用地の活用について検討してきました。	
310	病院や福祉園等の整備に当たり、高野台運動場以外の施設と比較検討したのか。	現在、石神井地域には、高野台運動場以外に病院等の必要面積を確保できる区有地はありません。	
311	この素案はいつ決定するのか。また、どういう条件が整えば、高野台運動場の廃止案は決定となるのか	素案にいただいたご意見を踏まえ、28年度中に公共施設等総合管理計画を策定します。高野台運動場の廃止は、施設の設置について定めたスポーツ施設条例の改正が議会で議決されたうえで、決定します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
312	「区民参加と協働によるマネジメントを進めます」と記されており、11月17日の説明会では、区民にこの計画を説明するのは今日がはじめてと述べていた。しかし、区民の意見も聞かずに廃止計画案を提示するのは、区が提唱している方針と異なる。すでに具体的に廃止案を説得する会にそのようなことは止めていただきたい。区民の要望、意見をキャッチボールができるような意見交換会を開催し、具体的な計画を作成されることを強く要望する。	今回の説明会は、計画の素案として区の考えをご説明させていただいたものです。素案に対し、区民の皆さんからいただいた様々なご意見を踏まえて計画を策定していきます。	
313	高野台運動場の現在の使い方はもったいないと感じている。運動場の他にもっと活用する案を審議していくべき。	公共施設等総合管理計画のリーディングプロジェクトとして、区政の喫緊の課題である医療需要や福祉園の利用ニーズの増大に対応するために活用する素案をお示しし、ご意見を伺ったうえで計画を策定します。	
314	高野台運動場は利用率は決して低くないと思うので残して欲しい。旧光が丘第七小学校跡地など、今空いているところで病院等の整備することはできないのか。また、関町地区などには空いている土地があるのではないか。	旧光が丘第七小学校跡地は、練馬光が丘病院の改築用地として検討しています。地域バランスを考慮しながら今後も病院の整備に向けて検討を継続していきます。	
315	災害時には広い空間が必要となる。仮設の住宅も建てられる。災害のことを考えると、高野台運動場に建物を建築してしまうのは抵抗感を感じる。	災害時の避難場所としては、区立小中学校を避難拠点に指定しています。また、福祉園は、災害時には、心身の状況から避難拠点で生活を送ることが難しい方の福祉避難所となります。高野台運動場に整備する病院は、災害時にも、避難場所や負傷者の受け入れ場所として活用できるかを検討します。 仮設住宅の用地については、都立公園が指定されていますが、被災の状況に応じて検討します。	
316	老人ホームと保育園、幼稚園等を併設してほしい。	高野台運動場用地については、回復期・慢性期の機能を有する病院、石神井町福祉園の移転、防災備蓄倉庫の改築を予定しています。敷地面積から、特別養護老人ホーム等の併設は困難です。	
317	高野台運動場の活用案は、子供が生活する場と病院が近いことでうるさいという声が出るのが心配である。また、日当たりなど子供の育つ環境が気になる。	施設整備にあたっては、日影規制など、建築関係の法令を遵守し、周辺環境に配慮するよう、公募により選定する事業者に求めています。	
318	病院を南側にし、北側に高い建物を設けないようにしてほしい。日照権と眺望権を守ってほしい。		
319	工事の騒音も予想され、計画に反対である。	工事期間中は、ご迷惑をおかけすると思いますが、高野台運動場の活用案の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。公募により選定する事業者には、工事において周辺環境に配慮するよう求めています。	
320	病院、福祉園、防災備蓄倉庫の高さはどれくらいか。	高野台運動場の地域の高さ制限は、10メートルですので、10メートル以下の高さの建物になります。	
321	隣接する保育園では、高野台運動場の利用がないときに使わせていただいている。病院等の整備において、広場のようなものは計画する余地はないか。	高野台運動場用地に整備を検討している施設に必要な面積を考えると、広場を整備することは困難です。	



No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
322	工事等の関係車両の出入りが予想され、道路等の交通の整備も心配である。	公募により選定する事業者には、工事において周辺環境へ配慮するよう求めていきます。高野台運動場敷地整備の際には、セットバックを実施し、交通安全に配慮した整備を検討します。	
323	高野台運動場周辺の交通渋滞への対応として、道路の拡張を検討してほしい。	高野台運動場敷地整備の際には、セットバックを実施し、交通安全に配慮した整備を検討します。	
324	緊急車両などが増えて事故等が心配である。十分な歩道をつくるなど安全な環境整備をして欲しい。	高野台運動場用地に整備を検討している病院は、慢性期・回復期の患者を対象としており、救急車等の通行が大幅に増えることはないものと考えています。高野台運動場の南側道路は生活幹線道路網整備計画(昭和63年5月策定)において、「今後整備を要する路線(計画予定幅員12m以上)」として位置づけています。現在、整備時期等は未定です。運動場の敷地整備の際には、セットバックを実施し、交通安全に配慮した整備を検討します。	
325	高野台運動場の南側に接する道路は、抜け道にもなっており事故が多発している。これ以上車両が増えるのが心配である。道路の整備計画について考えを聞きたい。	ご指摘の通り、高野台運動場の東側道路は、一方通行の出口です。周辺環境に配慮した整備を検討します。	
326	高野台運動場の東側の道路は、北進すると狭くなり、一方通行のため行き止まりとなる。よく調べてほしい。	計画の検討の節目ごとに、近隣の皆さんに説明しご意見を伺います。	
327	今後の敷地活用計画を定める際に、近隣住民やテニスコート利用者が意見を述べる場はあるか。	建替えの際には、「練馬区生活幹線道路の整備に関する要綱(平成18年4月1日決定)」に基づき、計画幅員に配慮した建築をお願いします。	
328	南側の道路の住民は、建替えてもよいのか。		